

2024年度

千代田
ちよだ

Navigation

ナビゲーション



～つながり合い 学び合い 千代田愛～

河内長野市立千代田中学校



がっこうせいかつ やくそく 学校生活の約束



4月⁴は新しい^{あたら}しい^で出会い^{きせつ}の季節^{です}。



進路先^{しんろ}や新しい^{あたら}しい^が学校^が、新しい^{あたら}しい^が学級^がで新たな^{あら}な^{ひと}人^{との}との



出^で会^あい^があ^りま^す。

その出^で会^あい^が心^{こころ}温^{あた}まる^{すて}素^す敵^{てき}な^で出^あ会^あい^であ^って^ほし^いと^{ねが}っ^てい^ます。

千代田^ち中^よ学^だ校^{ちゅう}の^が先^{せん}生^{せい}た^ちは^が学^が校^が生^{せい}活^{かつ}の^{やく}約^{そく}束^{まも}を^も守^もる^こは^とは、

出^で会^あう^{ひと}人^を大^{たい}切^{せつ}に^かす^るこ^とに^つな^がっ^てい^ると^{かん}が^えて^いま^す。

この^{やく}約^{そく}束^は、お^たが^いの^{いのち}命^を大^{たい}切^{せつ}に^あし^あう^ため^にあ^るの^です。

中^{ちゅう}学^が校^がの³年^{ねん}間^{かん}は^{ゆめ}夢^を叶^{かな}える^ため^にの^{じゅん}準^び期^き間^{かん}で^す。

言^いい^かえ^れば^{しや}社^{かい}会^に出^でる^ため^にの^{じゅん}準^び期^き間^{かん}で^す。

成^{せい}長^{ちやう}し^てい^くに^つれ[、]生^{せい}徒^との^みな^さん^の社^{しや}会^は広^{ひろ}が^って^いき^ます。

社^{しや}会^が広^{ひろ}が^り人^{ひと}と^の付^{つき}き^あい^が増^あえ^てい^くと^{じゅう}重^う要^にな^って^くる^のが[、]

お^たが^いの^{いのち}命^を大^{たい}切^{せつ}に^じぶ^ん自^{まわ}分^りの^{まわ}り^にい^る人^{ひと}た^ちと

ど^のよ^うな^{にん}間^{げん}関^{かん}係^{けい}を^つく^って^いく^かと^いう^こと^です。

この^が学^が校^が生^{せい}活^{かつ}の^{やく}約^{そく}束^はみ^なさん^が安^{あん}全^{ぜん}、安^{あん}心^{しん}な^が学^が校^を

送^{おく}る^ため^にあ^りま^す。



人間関係をつくる力を身につけ、TPO（時・場所・場合）に



応じて自分自身を表現ができるようになることは、

みなさんが将来、安全、安心な生活を送ることが

できる社会をつくるために必要な力なのです。



生徒のみなさんにとって学校という場は、将来、社会生活を送る上でとても重要な場所です。

特に中学校では、学習の場でも学校生活の場でも、お互いの命を大切にし合うために

生徒どうし、あるいは生徒と先生の間人間関係を大切にして、学びあい支え合うことを

ポイントにした活動を組み立てるように心がけています。

生徒のみなさんがもっている良さと、先輩たちが築き上げてきた歴史を両輪にして、

授業をはじめとする学習活動や体育大会などの特別活動、あるいは部活動など、主体的な

活動を展開し、生徒のみなさんが生き生きと活動することが

できる学校にしていきたくと考えています。

新たな出会いを心温まるものに、また将来、お互いの命を大切にし合える社会をつくる

第一歩となるように、学校生活の約束を

千代田中学校のみなさんで大切にしましょう。



◆1日の生活【1ページ】

◆クロームブックの使用について【4ページ】

◆通学路について【11ページ】

◆千代田中学校 テストを受けるときの心得【12ページ】

◆保健室について【14ページ】

◆主な学校感染症一覧【15ページ】

◆服装・頭髪等の規定【16ページ】

◆購買について【19ページ】

◆生徒証明書について【19ページ】

◆なごみについて【20ページ】

◆学校生活相談会について【20ページ】

◆カウンセリング期間について【21ページ】

◆スクールカウンセラー（SC）について【21ページ】

◆千代中学生徒会【22ページ】

◆クラブの約束事【26ページ】

◆大阪府河内長野市立千代田中学校いじめ防止基本方針【34ページ】

◆4つのレベルに応じた問題行動への対応チャート 河内長野市立千代田中学校【43ページ】

◆4つのレベルに応じたいじめ対応チャート 河内長野市立千代田中学校【44ページ】

◆4つのレベルに応じた欠席対応チャート 河内長野市立千代田中学校【45ページ】

◆大阪府青少年健全育成条例 & 関係諸機関一覧【46ページ】

◆本校における携帯電話の取り扱いに関するルールについて【47ページ】

【参考資料】◆主な行事について【51ページ】

【参考資料】◆大地震に備えて【52ページ】

【参考資料】◆大規模地震発生時・気象に関する特別警報および警報発令時の対応について【54ページ】

【参考資料】◆気象に関する警報発令時の生徒の登下校について【55ページ】

もくじだよ！



千代田中学校
公式マスコットキャラクター

◆ 1日の生活

朝8：30の始業から下校時刻（月によって変わります）までの生活時間帯は下の通りです。それぞれの時間の持つ意味をしっかりと考え、チャイムが鳴ってからの行動ではなく、一歩先を考えた切り替えの速い行動を心がけたいものです。

日課表

	通常授業	5時間授業の場合（会議日）	短縮授業
予鈴(朝学習開始)	8：25	8：25	8：25
朝学活・朝学習	8：30～8：50	8：30～8：50	8：30～8：50
第1校時	8：55～9：45	8：55～9：45	8：55～9：40
第2校時	9：55～10：45	9：55～10：45	9：50～10：35
第3校時	10：55～11：45	10：55～11：45	10：45～11：30
第4校時	11：55～12：45	11：55～12：45	11：40～12：25
昼食・休憩	12：45～13：20	12：45～13：15	12：25～13：00
第5校時	13：25～14：15	13：20～14：10	13：05～13：50
第6校時	14：25～15：15		14：00～14：45
終学活	15：15～15：30	* 昼食時に連絡します。	14：45～15：00
清掃	* 掃除は終学活後、班別で10分間の実施となり、担当生徒のみでおこないます。		

* 午前中4時間授業の場合は、45分×4時間授業、終学活終了は12：35

* 全校集会、生徒協議会（原則月に1回）

* 会議日（原則木曜日、部活なし）

下校時刻

	クラブ終了時刻	完全下校時刻
2月～9月	17：15	17：30
10月～1月	16：45	17：00
家庭訪問、テスト最終日、 午前中授業、懇談日	16：45	17：00
千代田タイム		17：00

*家庭訪問期間は、1年生は15：00までとする。

*クラブ活動時間の規定は、27ページをみましょう。

(1) 登校

- ① ゆとりをもって朝学習が始められるように、登校しましょう。

8 : 3 0 の始業のチャイムは着席して聞きましょう。 * 8 : 3 0 以降は遅刻です。

* 自転車通学は禁止です。

* 部活動によっては朝練習をする部活動もあります。

自主的な活動ですが、放課後の練習と同様に、しっかりした気持ちで臨みましょう。

朝練習の時は、体操服又は部活動の服装で登校してもかまいません。

【制服を忘れないようにしましょう。】

- ② 制かばんは学習道具を机の中に整理した後、ロッカーの上、または中に置きましょう。
サブバッグは机の横につるしてもかまいません。
- ③ 体操服はサブバッグに入れて持ち運びしましょう。
- ④ 少ない荷物でも制かばんで登校しましょう。サブバッグでもよい日は事前に連絡します。
- ⑤ 係の人は、職員室前の集配ボックスにプリント類をとりに行きましょう。
- ⑥ 購買でパンを購入する時は早めに登校し、8 : 2 5 までに必ず購入を終えましょう。



ゆとりをもった朝



制かばんはロッカーの上



職員室前の集配ボックス

(2) 朝学活・朝学習

- ① 朝学習は自分の席で静かに取り組み、落ち着いた1日のスタートを切りましょう。
- ② あいさつは明るく元気におこない、出会いを大切にしましょう。
身だしなみを整え、名札をつけて、気持ちのよいスタートを切りましょう。
貴重品がある場合は、必ず担任の先生に預けておきましょう。
- ③ 担任の先生からの連絡をしっかりと聞きましょう

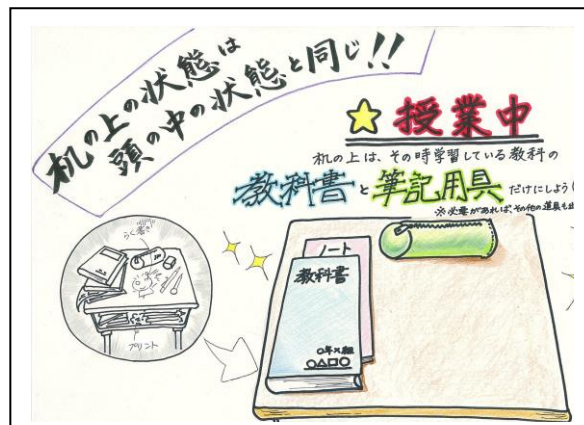
(3) 授業の受け方と約束事

クラス全員が気持ちよく授業を受けるために大切なこと

① 授業の準備

次の授業が始まるまでに、机の上に教科書、ノート、ファイルなど授業に必要なものを出しておきましょう。

不必要なものはしまっておきましょう。(水筒等)



② チャイム着席

休み時間は次の授業への準備時間です。

持ち物の準備やトイレなどを済ませ、休み時間に

次の授業の教室へ移動しましょう。授業開始の1分前のメロディーで行動しましょう。

③ 授業の始めと終わり

「起立」「礼」「着席」の号令をよく聞きましょう。チャイムが鳴っても、授業の終わりのあいさつまでが授業です。

④ 忘れ物をしない

前日に授業の持ち物を点検し、忘れ物がないようにしましょう。

登校後(放課後も含む)、忘れ物や提出物を取りに帰ることはできません。

⑤ 授業を大切にしよう

授業中は、先生の話をしっかり聞きましょう。ノートやプリントを書いたり、グループ学習などにもしっかり参加しましょう。

積極的に発言、発表をしましょう。

授業が一番大切な時間です！

⑥ 家庭学習をしよう

KGノート(家庭学習ノート)などを使って、積極的に家庭学習に取り組みましょう。

⑦ ロッカー内を整理しよう

ロッカーの中は常に整理して、授業にのぞみましょう。





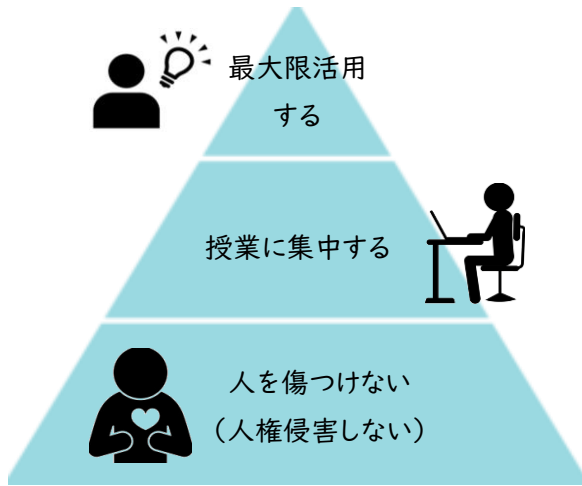
千代 GIGA スタANDARD

令和6年度

みんなが安心・安全にタブレットを使うために・・・

※ 「GIGA スクール構想」により、学習に使うための chromebook (以下: タブレット) を、一人一台、在学期間中、河内長野市教育委員会から貸し出されているものです。(個人の持ち物ではありません。)

○ 千代中タブレット三原則 (意識してほしいこと)



1. 人を傷つけない

2. 授業に集中する

3. 最大限活用する

○ タブレット使用ルール

1. 使用についての基本ルール



— 目的 —

- ・ 学習活動のために使うことが目的です。
- * 学校でも家庭でも、学習活動以外で使用することは禁止です。



— 使用する場面 —

- ・ 先生の指示した時間に、指示された人が、指示された場所で使いましょう。
- * 休み時間、放課後の使用は先生が認めたとき以外禁止です。

※ 学習活動とは、授業の演習問題、発表、調べ学習、ホームルーム(朝学活・終学活)、全校集会、いろいろなアンケート、応援練習、家庭学習 などです。

2. タブレット本体や付属備品の扱いについて



— 保管について —

- ・ タブレットに貼ってあるシールは管理上必要なものです。はがれないようにしましょう。
- ・ 背景画像の変更、アイコンの位置の変更など、設定の変更はしないようにしましょう。
- * 万が一のときに、修理ができなくなります。



— モバイルルーターについて —

- ・ モバイルルーターは、学校が必要と認めた人に、付属の AC アダプタと一緒に貸出します。
- * 貸し出されたルーターで 他の端末を繋がない。



— 破損・紛失・盗難について —

- ・ 破損、紛失、盗難、落下、水没、落書き等がないように気をつけ、大切に扱きましょう。
- ・ 家に持ち帰ったときに、紛失・盗難に気が付いた場合は、すぐに警察に届けを出し、学校にも連絡しましょう。

※適切でない使い方によりタブレットやモバイルルーターが壊れたり、
破損、紛失した場合は、保護者の方に費用を負担してもらう可能性があります。

3. データやアプリの扱いについて



— ID・パスワード・個人情報について —

- ・ 自分の番号のものを使用しましょう。
- ・ 自分の ID やパスワードは、タブレットの貸出期間は継続して使用します。
- ・ ID やパスワードを他の人に教えたり、他の人に使わせたりしないようにしましょう。
- ・ 自分や他の人の個人情報（名前や住所、電話番号など）は SNS 上にあげてはいけません。



— データの保管について —

- ・ 貸し出されているタブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ等は、写真や動画などを含み、学習活動で先生が許可したものを保存します。



— アプリケーションについて —

- ・ 学習に必要なアプリケーションがある場合、河内長野市教育委員会と認めたときに限り、中学校がインストールします。
- * 安全に使うためにも、学校の許可なく勝手にアプリケーションをインストールしたり、削除することは禁止です。



— クラスルームについて —

- ・ クラスの友だちや先生が見る公共の場です。絶対に傷つけたり、嫌な思いをさせたりする書き込みや発言はやめましょう。

4. より安全に使用するために



— 安全な使い方について —

- ・ インターネットには、河内長野市教育委員会が制限（フィルタリング）をかけています。学習に関係ないウェブサイトにはアクセスしてはいけません。
 - ・ ウイルス感染の危険性があるため、外部端末はさしません。
 - ・ 自分のタブレットだけを使いましょう。
 - * 学校から指示されていない YouTube などの動画視聴、写真・動画のアップロード、SNS への書き込み等は禁止です。
- 学習活動以外の使用が確認された場合には貸出をとりやめる可能性があります。



— カメラでの撮影について —

- ・ 先生が許可したとき以外は、カメラ機能を使ってはいけません。
- また、カメラ機能で誰かを撮影したり、人の持ち物などを撮影するときには、必ず撮影する相手の許可が必要です。
- * 撮影した写真や動画が原因で、いじめ等につながる可能性や肖像権の侵害などの法律に違反する可能性がありますので、必ず先生の指示に従って使用しましょう。
- * SNS 等へのアップロードは禁止です。

5. その他



— 持ち帰るときは —

- ・ タブレットケースに入れて持ち帰りましょう。
 - ・ QR コードを紛失しないようにしましょう。
 - * QR コードを落とすことは、個人情報をも落とすことを意味しています。
- しっかり管理を！



— 1日の最後には —

- 【持ち帰る場合】必ず家で充電しておこう。
- 【学校保管の場合】必ずキャビネットに戻し、確実に充電器につなぎ、充電しましょう。
- * 充電をしておかないと、次の日の授業などで使えない可能性があります。



Chromebook と過ごす 1 日

令和 6 年度

安全に活用していくために・・・

Chromebook (以下:タブレット) は授業などで使います。忘れずに、必ず持ってくるようにしましょう!

朝学習 6 時間目

《AG 時》

- ・ AG でタブレットは使用不可。

《朝の連絡時》

- ・ ロイロノート(授業名:◎ 今日の連絡)もしくは各クラスのクラスルームに連絡事項や配布物がないかを確認。

《基本ルール》

- ・ 千代ナビに記載している「千代 GIGA スタandard」をチェック!

《授業での使用》

- ・ 学年または教科の先生の指示にしたがって使用

《休み時間》

- ・ 授業が終わったらタブレットは **タブレットケースに入れ、机の右側** にかけてみましょう。
※サブバッグは左側にかける。水筒は直接机の横にかけない!
- ・ トイレには、決して持ち込まないように!

終学活

- ・ ロイロノート(授業名:◎ 今日の連絡)もしくは各クラスのクラスルームに連絡事項や配布物がないかを確認。
- ・ 終礼後は、タブレットケースに入れ、ケースごと制カバンの中に入れておきましょう。

放課後

- ・ 先生に許可されたときは、クラブや放課後活動で使用してもかまいません。
- ・ 下校中にタブレットを制カバンから出して使用することは絶対にやめましょう。
※ 学校のタブレットは、原則「学校内」または「家庭内」での使用です。
- ・ 放課後や下校中は 制カバンにタブレットが入っていることを意識して、タブレットを壊さないように心がけましょう。
◦壊してしまった場合は、しばらく使えなくなる可能性があります。

家

- ・ 明日の授業に備えて、タブレットは必ず充電しておきましょう。
- ・ 学校のタブレットは、学習目的以外では使用しないようにしましょう。
- ・ タブレットを活用した宿題(ロイロ・クラスルーム・ドリル他)が出たら、取り組みましょう。
- ・ タブレットを活用した自学自習は積極的に取り組みましょう。
◦ただし、体のことを考えて長時間の利用は控えましょう。
家庭での使用に関しては、「家庭でのルール」を保護者とよく話し合うことが大事です!
- ・ タブレットは午後 11 時～午前 6 時の間は使用できません!
(動画視聴については、平日は午後 4 時～午前 8 時、土日祝や長期休暇中は終日できません。)

(4) 休み時間

- ① 次の授業の準備時間です。(教科書・ノートの準備、移動、トイレ)
- ② 休み時間はマナーを守って過ごしましょう。
*他学年のフロア(ろう下)へは行かないようにしましょう。
どうしても用事がある場合は、自分の学年の先生に相談しましょう。
*人に迷惑がかかる遊び方はやめましょう。
- ③ 校舎内を移動する時は周りの人のことも考え、歩くように心がけましょう。
校舎内を走ると生徒同士衝突をして怪我をすることがあるかも知れません。
安全に生活するということは、自分だけではなく一緒に生活しているみんなの安全も考えることですから、校舎内は歩いて移動するようにしましょう。
階段での移動は特に注意しましょう。
- ④ メロディーが鳴ったら、教室に戻り席に着くようにしましょう。
- ⑤ 貸し出しボールは校舎内・中庭で使わないようにしましょう。
- ⑥ 図書室は昼休みに開室しています。室内では走り回ったりせずマナーを守って利用するようにしましょう。



教室でおしゃべり



ボール遊びは運動場で



図書室で読書

(5) 昼食 *下に書いてある時間は短縮授業等で変わることがあります。

- ① 座席は、班にして食事しましょう。
- ② 購買でパンや給食を頼んでいる人は、12:45から受け渡しがあります。
注文している人は、必ず本人が番号札や給食チケットを持って受け取りに行きましょう。
また、給食の人はお昼休み中に容器を返却しに行きましょう。
- ③ クラス全員そろってから「いただきます」をしましょう。
- ④ 13:00までは、席を離れたり教室を出ないようにしましょう。
- ⑤ 水筒を持ってくる場合、中身はお茶(スポーツドリンク可)を入れてきましょう。
- ⑥ パンやジュースを買ってくる場合、購買部のものと同様のものにしましょう。
*ペットボトルは必ず持ち帰りましょう。缶は持ってこないようにしましょう。
- ⑦ コンビニのお弁当を持ってくる場合は、商品名に「〇〇弁当」とついているものを持って来ましょう。ただし、お弁当のゴミは必ず持ち帰ってください。



パン ⇒ ⇒ ⇒ 購買



給食 ⇒ ⇒ ⇒ 配膳室



(6) 職員室に用事がある時

- ① 職員室は入室禁止が原則です。用がある場合は職員室の所定の扉をノックし、「失礼します。〇年〇組〇〇です。〇〇先生、お願いします。」と声をかけましょう。
(赤い線までしか入れません)
- ② 用事がすめば、「失礼しました。」のあいさつをして扉を閉めましょう。

(7) そうじ

- ① 当番制でのそうじになります。当番の回し方や持ち場などはクラスによって違います。
- ② 自分が当番の日は、責任を持って、持ち場をそうじしましょう。

(8) 終学活

- ① 終学活までに係が、職員室前の集配ボックスにプリント類をとりに行きましょう。
- ② 名札をはずして、名札ケースに入れましょう。
- ③ 教科の連絡などは、授業の後に聞くか、昼休みまでに聞いておきましょう。
終学活中に連絡を聞きにいかないようにしましょう。
- ④ 先生からの連絡をしっかり聞き、必要事項のメモをとりましょう。
学習面、生活面など、1日をふりかえるようにしましょう。
- ⑤ 終学活も授業同様、チャイムが鳴る前には終わりません。
- ⑥ 教室を出る時には、自分の机やイス、教室内の整理整頓をしましょう。
- ⑦ 学活の終わっていないクラスの教室前廊下で待たないようにしましょう。

(9) 放課後

- ① 部活動や特別な活動（学習会や生徒協議会等）のない人は、すみやかに下校しましょう。
- ② 下校時刻を守りましょう。下校時は寄り道をせずまっすぐ帰りましょう。
- ③ 放課後の教室を使用する時は、必ずその学年の先生の許可をもらいましょう。
最後に教室を出る人は、窓を閉めて消灯し、前後の扉のカギを閉め、カギは2階職員室に返しましょう。教室は使う前よりきれいにしましょう。
（せんぶうき扇風機の止め忘れには注意しましょう）

(10) 集会

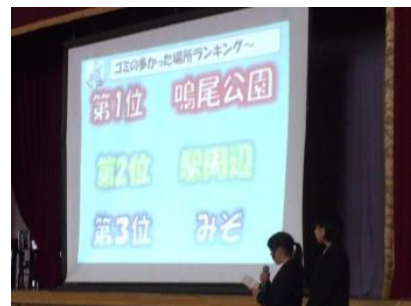
- ① 学年集会の時は、早く登校して教室に荷物を置き、集合場所に行きましょう。
学級委員はクラスの先頭に立ち、整列の号令をかけましょう。
- ② 全校集会の時は、廊下に学級委員先頭で整列し、身だしなみを整えるよう声かけをしましょう。体育館入口では、もう1度身だしなみを確認し、静かに入場しましょう。
上ばきは入口で脱ぎ、手に持って入場しましょう。学級委員の整列・着席の号令後、上ばきは裏側が床につかないよう合わせて、体の右側に置きましょう。
- ③ 集会が始まったら、私語をしないで集中しましょう。



上ばきは体の右側へ
裏側は床につけない
ようにしましょう



私語はしないで
集中しましょう



生徒会の発表

(1 1) その他

- ① 貴重品や不必要な品物（おかし、カメラ機能のついた機器、時計、漫画、雑誌、ゲーム機、カードゲーム類など）は持ってこないようにしましょう。
やむをえず貴重品（特に現金）を持ってくるときは、朝学活で担任の先生に預けましょう。
- ② ハサミは筆箱に入れて管理しましょう。
また、必要な時以外は出さないようにしましょう。
- ③ カッターナイフ等の持ち込みは禁止です。必要な場合は学校で用意します。
- ④ 携帯電話・スマートフォンの持ち込みは禁止です。
ただし、必要な場合は担任の先生に相談の上、学校保管申請書を提出してください。
- ⑤ 日焼け止め、制汗剤等についてはスプレータイプでないものにしましょう。
- ⑥ 雨ガサは、教室前のカサ立てに入れましょう。
- ⑦ 自分の持ち物にはすべて記名し、他人の持ち物を勝手にさわらないようにしましょう。
- ⑧ 登校したあとは、安全面の観点から校外へ出ることはできません。
- ⑨ 下校後、学校に忘れ物を取りに来るときなどは、学校指定の服装で登校しましょう。
- ⑩ 下校中はお店に立ち寄りないようにしましょう。また、物を買わないようにしましょう。



◆ 通学路について

通学路については、見通しが悪く、夜間は暗くて人通りが少ない場所や個人の土地を通りぬけることのないようにしましょう。また、信号を守る等通学マナーを守り、事故の危険から身を守るようにしましょう。

*** 農道（あかしあ台から松ヶ丘に抜ける道等）の通りぬけの禁止**

*** 駐車場（個人の土地）の通りぬけの禁止**



あかしあ台から松ヶ丘に抜ける農道の通り抜きの禁止

駐車場の通り抜きの禁止




もし、不審者に出会ってしまったら

- ① とにかく逃げる。
 - ② 自宅・学校・近くのお家・近くの人に助けを求める。
 - ③ 現場に引き返さない。
- すぐに河内長野警察署・学校に相談してください。

千代田中学校 テストを受けるときの心得




千代田中学校のテストの受け方を紹介します。
ルールを守って、きちんとした準備と心がまえをしましょう！

《テスト前》 ～持ち物と準備～

<p>机をきれいにしよう！ 筆記用具を机の上に出し、筆箱はカバンの中にしまう。カバンは後ろにおいて、机の中、横は何もない状態にしましょう！ (机の向きは逆向きにしておく) *汚れている場合は前日までに消しましょう。</p> 	<p>テスト中の用具の貸し借りは出来ません！ 必要なものを忘れないよう注意しましょう。 *先生にも借りる事は出来ません。</p> 	<p>休み時間中に次のテストの準備をしよう！ 次のテストが始まるまでの休み時間で、トイレを済ませ、身の回りの整理をしておきましょう。</p> 
--	--	---




★机の上に置いてよいもの…鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム、その他教科で指示されたもの
ただし定規は、直定規に限る（折りたたみ式でないもの）
※その他、わからないことがあればテストまでに先生に聞きましょう。

《テスト中》 ～テストと態度～




<p>問題を配り始めた時からテストは始まっています！ 周りをきょろきょろしたり、勝手な話をしてはいけません。あいさつをしたら、静かに開始の合図を待ちましょう。 *テストは裏返して後ろに配る！</p> 	<p>監督の先生の合図で解答を始めましょう！ 出来る問題から始めましょう！名前は最初に書こう！ あわてて解答を書かず、全体をみて、自分のできる問題を解きましょう。</p> 	<p>見直しもテストのうちです！ 答えを全部書いても、居眠りしたりせず、よく見直して、間違いがないか確かめましょう。 落書きはしません。 名前のチェックも忘れずに！ 最後までがんばろう！</p> 
--	---	--

ゆだんたいてき

《テスト後》 ～油断大敵、終わりが大切！～

<p>終了の合図で筆記用具を置きましょう！ テスト終了のチャイムが鳴ったらすぐに筆記用具を机に置きましょう。</p> 	<p>出席番号順に解答用紙を集めましょう！ 列の最後の人番号順に、前の人の答案が上に来るように向きをそろえて集めましょう。</p> 	<p>先生の指示があるまで自席で静かに待ちましょう！ テスト監督の先生が解答用紙の確認を終えるまで着席しておきましょう。あいさつをしてから休み時間です。</p> 
---	--	---

《こんなときどうする?!》

<p>物を落とした、印刷ミス、トイレに行きたい、テストの質問があれば…</p> <p>座ったまま静かに手を挙げましょう。先生が近くにきたら静かに事情を伝えましょう。自分で落とし物を取ってはいけません。</p> 	<p>テストに遅刻をしたとき…</p> <p>学校に連絡して、あわてず落ち着いて登校しましょう。ただし大幅な遅刻は教室でその時間のテストを受けられなくなります。</p> 	<p>体調不良や出席停止などの場合…</p> <p>学校に連絡、相談しましょう。</p> <p>*受験できなかった場合は、以前のテストを参考にして評価をします。</p> 
--	--	--

《不正行為は絶対にいけません!》

不正行為とは、「先生が不正とみなす行為すべて」をさします。

(例)・テストのときに、他人の答案や隠し持った答えを見ること。

- ・おしゃべりや、横を向いて他人のテストの邪魔をすること。
- ・独りごとを言ったり、先生の指示を聞かないこと。
- ・不要な物（携帯電話・ひざかけなど）を持ち込むこと。
- ・手やその他のものへの書き込みなど。

全員が気持ちよく、公正にテストを受けられるよう、一人ひとりが気をつけましょう。

※テスト受験時の服装について…

一番外側が制服になるようにしましょう。

◆保健室について

学校には、しんどくなった時や、ケガをした時に利用できる保健室があります。

できるだけ休み時間に利用するようにしましょう。授業中、どうしてもという時には、先生に言ってから行くようにしてください。

利用する時は、以下の約束を守って、みんなが気持ちよく過ごせるようにしましょう。

■保健室利用は休み時間にしましょう。

1. 上ばきは脱いで、部屋の前にそろえましょう。
2. 赤い線の内側は、先生の許可なく入ることは禁止です。
3. 保健室の物を使うときは、必ず先生に声をかけましょう。
4. 静かに過ごしましょう。(しんどい人がいます)
5. チャイムが鳴るまでに教室にもどりましょう。
6. 付き添いは原則なしです。
7. 保健室での休養は1時間とします。体調がよくなる場合は、おうちに帰って休養しましょう。
8. 薬は副作用の問題もあるので、渡すことが出来ません。必要な場合は常備薬を学校に持ってきておきましょう。
9. 貸し出した保冷剤やゆたんぽなどは、1時間を目安に保健室に返却しましょう。(様子が知りたいので、続けて必要な場合も一度保健室に相談しに来てください。)



保健室の入口



上ばきはそろえましょう



赤い線の内側は立入禁止



ゆたんぽや保冷剤は
必要な時に貸し出します



静かに利用しましょう

◆ 主な学校感染症一覧

○ 第一種学校感染症…治癒するまで出席停止とする

エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，コレラ，急性灰白髄炎，細菌性赤痢，ジフテリア，腸チフス，パラチフス，重症呼吸器症候群
--

○ 第二種学校感染症

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消えた後2日を経過するまで
結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌生髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

○ 第三種学校感染症

腸管出血性大腸菌感染症	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
その他の感染症	

* 必要があれば学校長が学校医と相談して出席停止などの措置を取り得る感染症

溶連菌感染症	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症 ※全身状態がよければ登校可
ウイルス性肝炎	
ヘルパンギーナ	
マイコプラズマ感染症	
感染性胃腸炎	
手足口病	医師の判断により出席停止の措置をとらない感染症
伝染性紅斑(りんご病)	
頭じらみ	
伝染性軟属腫(水いぼ)	
伝染性膿痂疹(とびひ)	

* 出席停止の場合、テスト期間中も登校は認めていません。

* コロナウイルス感染症とインフルエンザに関しては療養後に登校する際の意見書の提出は不要です。

◆ 頭髪等の規定

① 染色、脱色、そりこみ（ライン含む）、パーマ、エクステは禁止です。

華美な髪型はしないようにしましょう。ツープロックは認めています。

* 上記以外にも、整髪剤、髪飾り（リボン、ヘアバンド、6cm以上のもの）は使わず、髪留めを使うようにし、授業や部活動に支障のないようにしましょう。

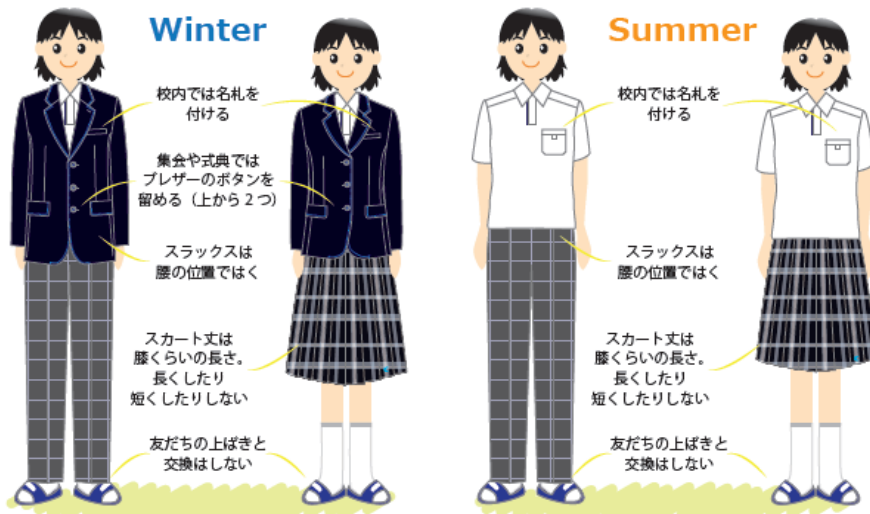
② 化粧（ネイル含む）、まつエク、まつ毛パーマ、色つきリップなどはしないようにしましょう。

③ ピアス・カラコンなどのアクセサリはつけないようにしましょう。

◆ 服装等の規定

◎ 千代田中学校 正しい身だしなみ

「人を大切にする」という将来必要な力をつけるために「校則」があります。制服はオフィシャル・ウェアであり、社会で必要な力をつけるための教材です。みなさんが通学する学校は「オフィシャル（公式）な場です。制服を「着こなす」ことで、お互いを大切に生きていく社会のマナーを学んでいきましょう。特に集会や式典には、きちんとした着方で出席しましょう。



◎ 組み合わせ一覧

	イメージ	上着	下衣	イメージ	上着	下衣
A			 スラックスⅠ スラックスⅡ	C		 スラックスⅠ スラックスⅡ
B		 左前ジャケット	 スカート	D	 右前ジャケット	 スカート

* 制服（夏用、冬用）の移行期間は設けていませんが、1学期期末テスト終了後から体育大会終了までと、2学期期末テスト終了後から1月31日までは、体操服と制服を自分の体調に合わせて選び登校しましょう。

* 首元・袖口・足元など見える部分のインナーは、無地なものにしましょう。

防寒服

- ① 学校指定のウインドブレーカーは、防寒着なので、制服の上に着用しましょう。
- ② フードのないセーター・カーディガン類を着用してもかまいません。
色は、白・黒・紺・茶・灰色・ベージュの単色で無地（ワンポイント、ライン可）のものにしましょう。
- * ただし、一番外側には、制服を着用するようにし、ブレザーの袖口や裾からセーター・カーディガン類が見えない長さのものにしてください。

	ウインド ブレーカー	ひざ掛け	帽子 ニット帽	ネック ウォーマー	マフラー 耳当て	手袋
登下校	○	×	○	○	○	○
全校集会	○	×	×	×	×	×
授業	○	○	×	×	×	×
授業（体育）	○	×	○	△	×	△

くつ・くつ下

- ① くつ …… 通学、学校生活（体育の授業など）に支障のない運動くつにしましょう。
ブーツ・ローファー・サンダル・クロックスは履かないようにしましょう。
- ② 上ばき …… 学校指定の上ばき（サンダル）とします。
- ③ 体育館シューズ …… 学校指定の体育館シューズとします。
- ④ くつ下 …… 通学、学校生活に支障のない靴下とします。
レッグウォーマーやルーズソックスなどは着用しないようにしましょう。

*管理場所と使用時の注意

くつ、上ばき、体育館シューズは生徒下足室にて管理しましょう。

下足の上の段は体育館シューズ、下の段に上ばきや下ばきを入れます。

上ばきは写真のように裏側をくっつけて入れましょう。

上ばき、体育館シューズは甲とかかとのところに
必ず名前を書くようにしましょう。



下校時 ・ 登校時

体育科関係

体操服への名前の書き方（ゼッケン）について *数字は目安です

① 半袖体操服



② ジャージ上



- ・えり元最上部より、①は約 15cm 下、②は約 25cm 下につけてください。
- ・枠の中に書くのは、苗字のみです。 *体操服のゼッケンは購買で販売しています。

※ R6年度1学期末より、体操服を新デザインに移行していきます。
 デザイン変更に伴い、半袖と長袖が選択できるようになります。
 色は紺で、背側の上部に白色でロゴが入ります。
 また、素材がポリエステルとなり、乾きやすく、軽くなります。
 今までのデザインの体操服を使ってもらっても構いません。
 また販売が始まる際に詳しくお知らせさせていただきます。



③ ジャージ下&ハーフパンツ&ウインドブレーカー



*裏側にタグがついています。
 この部分にフルネームを書いてください。

年	組
(例)	
千代田	太郎
ギャレックス株式会社	

④水泳帽

※R5年度から学校で購入された方は、
あらかじめ帽子にゼッケンが縫い付けられています。
 プールサイドからでもすぐに誰かわかるように、
前には大きく苗字を、後にはタグにフルネームを
 書いてください。



うしろ



まえ

⑤水着



ゼッケンの大きさ たて約5cm×よこ約10cm

つける場所 上：左胸付近 下：左股関節付近

*水泳帽、水着のゼッケンは取れやすいので、必ず縫いつけてください。
 *水泳関係のゼッケンは購買で販売していません。
白色ならなんでも結構です。

◆購買について（8：00～13：00）

学校生活に必要なものは購買にて購入することができます。

購買の窓口は、みなさんのためにお二人の方に交代で来ていただいています。

みなさんが必要なものを買えるように、みなさんができるだけ不便しないように毎日、在庫の数を確認しながら注文したり、朝早くから学校に来てパンやジュースの販売の準備をしたりしていただいています。ありがたいことです。

注文する場合は一列に並んだり、決められた時間内に注文する等、マナーを守って気持ちよく購入できるようしましょう。

【学用品】＊13：00まで購入可

【食品】＊8：25まで購入可

品名	価格	品名	価格	品名	価格
B5ノート（7ミリ）	110円	蛍光ペン	90円	アルトリコーダー	2730円
B5ノート（6ミリ）	110円	ジェットストリーム	130円	制服ボタン	210円
英語ノート	120円	消せるボールペン（黒）	170円	制かぼん	7400円
16cm定規	70円	消せるボールペン（赤）	170円	サブバック	2300円
三角定規	100円	シャーペン	110円	上ばき（サンダル）	1550円
分度器	70円	マイネーム	110円	体育館シューズ	2450円
下敷き	140円	シャー芯 0.5（HB・B）	160円	ジャージ上	4400円
コンパス	210円	消しゴム（大）	80円	ジャージ下	3950円
テープのり	210円	消しゴム（小）	60円	半袖体操服	2150円
スティックのり（大）	210円	修正テープ	190円	ハーフパンツ	2430円
スティックのり（小）	110円	ゼッケン	110円	ウインドブレーカー（上）	5320円
		デザインセット	2400円	ウインドブレーカー（下）	4280円

※ 2024.3.31 現在の価格です。

◆生徒証明書について

生徒の皆さんには、入学時点でカードサイズの『生徒証明書』を渡します。

公印の入った千代田中学校の生徒であることを証明する大切な書類ですので、3年間失くさないように管理してください。『生徒証明書』には生徒番号が入っています。

証明書	No. xxxxxx
下記の者は、有効日まで当校の生徒であることを証明する。	
ちよだ 千代田	あい 愛千
平成 yy 年 mm 月 dd 日 生	
有効日 20xx 年 3 月 31 日	
河内長野市市町 1 3 6 7 番地の 1 0721-54-6000 河内長野市立千代田中学校 校長 ○○ ○○	

◆学校生活相談会について

本校ではお子さまがしんどい思いをしないように学校として配慮し、安心して学校生活を送ってもらえるように、学校生活相談会を設けています。

対応は生徒指導主事を中心に管理職や担任でお話を伺っております。過去の相談内容は、

- ・ 髪について（髪の色が明るいこと。くせ毛であること）
- ・ 宗教上のこと（行事の参加の仕方について） など

です。上記内容のほか、何かございましたら生徒指導主事や担任を窓口としてご相談ください。

◆校内適応指導教室“なごみ”について

千代田中学校には、決まった時間に開室される校内適応指導教室“なごみ”という部屋があります。

勉強のこと、友達のこと、家のこと…

中学生のみなさんにはいろいろな悩みやしんどいことがあると思います。学校には来ることができるけど教室には入りにくい時、教室に入るための『こころのエネルギー』をためる場所。それが“なごみ”です。

「これからどうしていったらええんやろ?」とか「今、何をしたらええんやろ?」ということ、先生たちと一緒に考えて、少しずつ行動に移していく場所なのです。

“なごみ”に来た時、みなさんの目標は『教室に戻る』になります。



なごみの入口



部屋の中の様子



◆ カウンセリング期間について

「友達関係がうまくいなくてしんどい…。」「家のことで悩んでいる…。」

「先生と話をしたい。」「先生に気持ちを聴いてもらいたいけど…」と
思っているのに、なかなか先生に声をかけられない。

そういう人もいるのではないかと思います。

先生たちは、みなさんの話をしっかりと聴かせてもらう

ためにカウンセリングの時間を1学期と2学期に取っています。

しんどいことをひとりで抱え込んでいるのはつらいですね。

でも、だれかに話すことで気持ちはずいぶん楽になります。

気持ちが楽になると問題の解決のために自分がどうすればいいのかが少しずつ考えられる
ようになってきます。

先生たちは、しんどい思いを抱えながらもがんばっているみなさんの気持ちを聴かせてもら
いたいと思っています。ぜひ、このカウンセリング期間を利用してみてください。

もちろん、カウンセリング期間以外の日でも悩み事があれば相談してください。



何でも相談できます

◆ スクールカウンセラー（SC）について

千代田中学校区では週に1度、10時ごろから17時ごろまで、SCに来ていただいています。
SCは、カウンセラーの中でも、特に子どもたちの幸せのために役立ちたい！という思
いを持った方が各学校を担当してくださいます。

生徒のみなさんだけでなく、保護者の方、先生方のお話も聴いてくださいます。

勉強のこと、友達のこと、家のこと…

中学生のみなさんにはいろんな悩みがあると思います。

心配なことや困っていること、しんどいことや悩んでいることを聴いていただくことはもち
ろん、人の心理のことなど疑問に思っていることをたずねたりすることもできます。

SCはカウンセリングしている時間以外は職員室におられます。

生徒のみなさんがSCとお話したいときは、先生に相談したり、
休憩時間に職員室をたずねてください。

保護者の方は予約が必要です。学期はじめにSCの出勤予定と連絡先
や担当者をお知らせしますのでご予約ください。

※千代田中学校区担当のSC以外に、校区のSSW（スクールソーシャルワーカー）や、
河内長野市全体のSCにつなぐこともできますので、いつでもお声かけください。



千代中生徒会

【生徒会組織図】



①生徒会会員

千代田中学校に通うすべての生徒は、千代田中学校生徒会の会員です。

「みなさん一人ひとりが中学校をつくっていくメンバーである」ということです。校訓である「自主自律」を一人ひとりが目指しましょう。また、学校で安心して生活できるように、そして充実したものにするために、自分の意見を大切にしましょう。そして、自分の思いや意見をまず身近な人に伝えましょう。席の近い人、班長、学級委員に伝えることから始めましょう。そして、必要なときには班長会や学級会で話し合ったり、生徒会役員に伝えたり、話し合いによって千代田中学校を良くしていきましょう。そうすることで、安心して生き生きと生活できる学校を自分たちの手でつくることができます。「より良い」学校をつくっていくには、みなさんの協力が必要なのです。

②生徒総会

定期総会は原則として年2回（前期・後期）開催します。ただし、生徒会役員・顧問が必要ないと判断した場合は開催しません。

生徒総会とは、生徒会役員会の前期・後期の活動方針を伝えることや、会員・各委員会・職員会議から提案されたことについて考え、話し合う全校集会のことです。生徒総会では誰でも自由に発言できます。1年生にも3年生にも平等な発言権があります。ただし、生徒総会での発言で嫌な思いをしたり、傷ついたりする人が無いよう、会員はおたがいに気をつけましょう。提案されたことは、出席会員の過半数の賛成があれば決定されます。ただし決定されなかった少人数の意見も大切にする必要があります。生徒会役員はすべての意見をしっかりと受け止め、学校のために生かしていくことが大切です。

生徒総会で決定されたことは、顧問を通じて職員会議で了承を得て、校長先生の承認を得てから実施されます。生徒総会の翌日から14日以内に生徒会が発表し、新たなルールがスタートします。

過去の生徒総会

- * 2016年度 「ウィンドブレーカーのメーカー決定」
- * 2017年度 「委員会削減」
- * 2018年度 「正式な場でのカーディガン着用が認められる」
- * 2022年度 「コンビニ弁当の持参が認められる」
「教室内でセーター・カーディガンのみで過ごすことが認められる」

各委員長はそれぞれの仕事以外に、学校全体の
取り組みや、行事の企画・運営などもおこないます！



③生徒会本部（6名）

生徒会役員とは、生徒会会員の代表のことです。つまり、みなさんの代表です。6人の代表は、みなさんが意見を言いやすい雰囲気を作り、意見を聞こうと努力します。そして、その意見を受けて学校をよりよくしていこうとアイデアを出し合い、生徒会会員と協力していくことが、生徒会役員の仕事です。

生徒会役員は年に2回、みなさんが参加する生徒会役員選挙で決まります。千代田中学校のみなさんが楽しく充実した生活を送れる学校をつくるために、みなさんの意見と協力を得ることがとても大切で、信頼される人柄も求められます。みなさんも意見を言うだけでなく、ぜひ学校の中心である生徒会役員に立候補してください。すすんで生徒会活動に参加し、千代田中学校をみんなで盛り上げていきましょう。

- * 会長：生徒会の代表者で、責任をもち、生徒会の取りまとめをします。また、学級委員会を運営します。
- * 副会長：会長を補佐し、会長がいないときはその仕事を代わりにおこないます。~~また、選挙管理委員会を運営します。~~
- * 環境委員長：学校生活のきまりに関わる取り組みをおこないます。学校や地域をきれいにするための活動や取り組みをおこないます。
- * 体育委員長：体育の授業、体育大会や球技大会などの活動や取り組みをおこないます。
- * 図書委員長：図書室の貸し出しや読書の推進活動をおこないます。
- * 放送委員長：お昼の放送や体育大会のアナウンスなどの活動をおこないます。

④生徒協議会

各委員会は月に一度の定例の生徒協議会を開催し、行事の運営やその他の活動について話し合います。また、生徒会役員・顧問が必要と認めた場合には臨時に生徒協議会が開かれます。

学級委員会（男女2名）	生徒会活動の中に学級の意見を反映させ、生徒会活動への協力体制を学級につくり ます。また学年集会を運営し、学年の取り組み活動について話し合いをします。
体育委員会（男女2名）	生徒会の体育的行事を計画し、運営するとともに、体育大会・球技大会などの 運営します。
環境委員会（2名）	学校生活を生徒自身の力でより向上させ、規律ある生活を作り出すための活動をします。 校舎内外の環境を整え、より良い環境で学習できるように、点検・整備するとともに、 清掃活動の活発化のための働きかけをします。また、地域の清掃活動にも協力することも あります。
図書委員会（2名）	図書室の管理・運営にあたりるとともに、図書室の利用の活発化のための働きかけをします。
放送委員会（1名）	お昼の放送をはじめ学校放送の充実をはかるとともに、体育大会などでの放送関係の仕事 をします。

※特別な委員会

文化実行委員会（男女2名） 千代田ミュージックフェスティバルの企画・運営をします。
また、クラス練習の中心となって取り組みます。前期のみの活動となります。

選挙管理委員会（1名） 選挙規定に基づき、役員選挙のため計画を立て、実施します。

⑤学年委員会

各委員会は学年独自の課題について話し合い取り組むために、必要に応じて学年委員会を開きます。例えば、各クラスの班長だけで力を合わせるのではなく、学年全クラスの班長で協力するために行う『大班長会議』があります。他には、平和登校に向けた『平和実行委員会』、学年球技大会に向けた『球技大会プロジェクト（体育委員会+学級委員会）』などをつくることもあります。

⑥学級会

クラスで何かを決めたり、問題が起こったときに、『話し合い』が必要な時があります。その時に、担当の委員が司会をして話し合いをします。話し合う中でお互いの気持ちを分かり合い、問題を解決するためにクラスの全員が思いや考えを出し合うことで、仲間とのつながりが生まれ、お互いの居場所をつくり合うことができます。担任の先生にアドバイスをもらいながら、話し合うことで「安心して生活できるより良い学校生活」をつくりあげていくことができるのが学級会です。

⑦班長会議

「班」の代表の「班長」が集まって、班やクラスのことを相談したり、話し合ったりする会議が「班長会議」です。「班長会議」では、「班長」は自分だけの思いや意見を発表するのではなく、クラスの仲間の意見を聞いたり、普段からクラスの状態を見たりして、クラスのことを考えながら会議を進めていきましょう。班長は基本的には立候補で選出します。担任の先生ともしっかり相談しながら、クラスの仲間が安心して生活できるクラスをつくるために協力していきましょう。



⑧生活班

千代田中学校では、4～6人ほどで「班」をつくります。ひとり一人の思いを大切にし、その思いを分かり合いながらお互いの安心できる居場所となるのが「班」です。「班」のメンバーで力を合わせて学校生活をより良いものにしていきます。授業で分かりにくいところを教えあったり、友達のことや家のことなど困ったことがあったら相談できるなど、一番近くで支えあう仲間が「班」のメンバーなのです。授業以外にも、掃除、日番活動を協力しましょう。

⑨キャプテン会議 ※クラブ活動のページに詳しく載っています。



【生徒会役員選挙】

会長・副会長・環境委員長・体育委員長、図書委員長・放送委員長の6名の生徒会役員は、3月と10月にある生徒会役員選挙で選ばれます。

1年を前期（4～10月）と後期（11～3月）の任期に分けて、仕事をします。

生徒会役員に立候補する場合は、次のような選挙活動を行います。

- ①立候補の届けを提出 ②選挙ポスターの掲示 ③会員個々への選挙活動
- ④その他選挙管理委員会が認めたもの ⑤立会演説会

会員は、立会演説会の後、各教室で出席会員全員による投票を行います。投票は担任の先生の立会のもとで、選挙管理委員の指示に従い厳正に行います。対立候補のある場合は選択投票、対立候補のない場合は信任投票になります。

開票は投票日の放課後、選挙管理委員が行います。当選は得票数の最も多い人とし、その他の人は落選となります。ただし、得票が同数の場合は決選投票を行い、決定します。信任投票については、在籍生徒数の2分の1をもって信任とします。当選の発表は翌日、定められた場所に掲示します。認証については、校長先生が行います。

【生徒会の会議と集会】

みなさんの意見を反映させるために、次の会議や集会が定期的にあります。

*生徒協議会（月1回）

*全校集会（月1回）

生徒会の取り組みへの参加協力の呼びかけや、取り組みの結果を発表する場です。

賞を取った部活動などの表彰も行われます。

*学年集会（毎週 1年 火 曜日・2年 木 曜日・3年 水 曜日）

学級委員が中心になって行われる集会です。学年の取り組みなどを発表します。学年で困ったことが起こったり、学年全体での問題について考えなければならない時も開かれます。

*生徒総会（不定期）

学校で困ったことが起こったとき、規則を変えるとき生徒会全体の問題について考えなければならないときに開かれます。生徒や先生から提起された問題について全員で考える場でもあります。

クラブの約束事



1. クラブ活動の良さ

- ① 放課後や週末などの時間を充実させることができる。
- ② 自分の興味があること、得意なこと、好きなことなどに取り組むことで、個性を伸ばし、人として大切なことを学ぶことができる。
- ③ 同級生だけでなく先輩・後輩との仲間作りをしながら、集団生活を送ることができる。
- ④ 技術的・体力的な力だけでなく、気持ちのコントロールの仕方も身に付けることができる。
- ⑤ あいさつや正しい言葉遣いなど礼儀を学ぶことができる。

2. クラブのきまり*クラブ活動は原則、学校生活のルールと同じ。

(1) クラブ活動時の服装

各クラブで決められた服装（体操服・制服・ユニフォーム等）とする。

※体操服を忘れ、体育の授業を見学した場合はクラブTシャツでクラブ活動はできません。

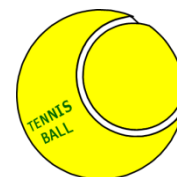
(2) 使用後の片付けについて

練習場所・更衣場所などは、使用したクラブで責任を持って片付けをする。

（戸締りや消灯確認、忘れ物、掃除など）

(3) クラブの試合などの応援・観戦について

- ・制服か体操服で行くこと。
- ・携帯電話は持ってこない。
- ・差し入れは、お茶、スポーツドリンク、ゼリー、果物など学校で認められているもののみ認められています。※お菓子、アイス類は学校で認められていません。
- ・買い食いをしない。



(4) 更衣場所の確認および貴重品の管理

- ・更衣場所・・・各クラブで指定された場所。（各学年で割り当てがある場合もある）
- ・貴重品・・・現金や携帯電話などの貴重品は、原則持ってこない。どうしても必要な場合は、クラブ顧問の先生又は、担任の先生に登校後すぐに預ける。

(5) 教室使用時のマナー（昼食やミーティング、勉強会など）

- ・使用後はきれいにし、ゴミの処理を確実にする。食べた後のごみは持ち帰る。
- ・机、いすの片付けなど、教室の整理整頓はきちんとし、教室を元の状態に戻す。
- ・顧問の先生の指示に従うこと。

※マナーの良くないクラブは、使用を禁止することもある。



(6) クラブ活動終了時刻・下校時刻（天候・時候により変更あり）・停止期間

① クラブ活動の時刻・・・下校時刻は1ページをみましょう。

② 停止期間・・・定期テスト1週間前は原則練習を停止する。

*会議日の放課後も、原則活動はなし。

③ 朝練習・・・顧問の先生の指導により、朝学活・学年集会に支障のないようにすること。

*荷物を教室に置いて、学年集会に出ること。

時間帯は7:00～8:00とする。(原則、定期テスト1週間前は停止)

④ 土日・祝日・長期休業・・・顧問の先生の指示に従って行うこと。

【③④の確認事項】

- ・朝練習、土・日・祝日・長期休業の鍵の受け渡しは、顧問の先生と行う。
- ・施錠の確認、消灯を確実にすること。
- ・土・日・祝日・長期休業時は、裏門は閉まっている。

*土・日・祝日・長期休業は生徒用玄関の使用を禁止する！！
ただし、朝練習は除く。

(7) 下校時刻を守る。

(8) 何かあれば、すぐに顧問の先生に連絡をすること。

- ・けが、部員同士のトラブル等があれば、すぐに顧問の先生に連絡をすること。

(9) その他

- ・お土産について⇒学校生活のルールで、お菓子の持ち込み、食べることは禁止です。

“お土産なし。”

- ・塩分補給について⇒スポーツドリンクを多めに準備すること。

*必要に応じて、クラブで熱中症対策をします。

個人でタブレット類は持って来ない。



参考資料

大阪府部活動の在り方に関する方針（平成31年2月）大阪府教育委員会

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/35415/0000000/bukatsudouhoushin.pdf>

クラブ活動の確認事項

*クラブ活動を安全に！充実させる！ための確認事項です。

《朝練習について》 活動時間： 7：00～8：00

*朝学活・学年集会に支障がないこと。集会は、荷物を教室に置いて集合。

- ・活動場所に顧問の先生がいない場合は活動できない。
- ・原則鍵を渡すのは顧問の先生のみとする。

《懇談・家庭訪問期間中のクラブ活動について》

- ・活動時間： クラブ終了（16：45） 完全下校時間（17：00）
家庭訪問期間は、1年生は15：00までとする。
 - ・活動内容： ・活動については事前に顧問の先生と相談し、安全に行えるよう配慮した、活動メニューにする。
 - ・トラブルが発生した時の対処法も顧問の先生から聞いておく。
- *監督の先生に報告し、対応する。

《一斉下校時のクラブ活動について》

- ・原則会議日などは、「クラブ活動はなし。」なので、『特別に活動させてもらっている』という意識を持って活動する。

《土・日・祝日・長期休業のクラブ活動について》

- ・生徒玄関は使用禁止です。教師用の玄関を使用すること。
また、外靴は自分の靴箱に入れること。
- ・トイレ・廊下の電気は確実に消すこと。
- ・窓の鍵は確実に閉めること。

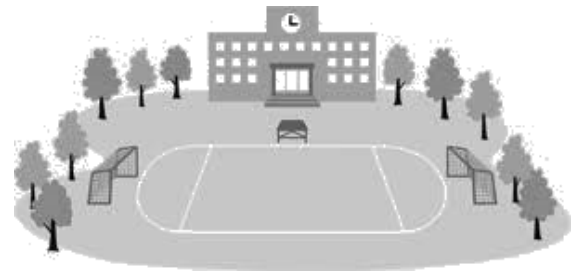
《短縮日等昼食を忘れた場合》

- ・自分で外に買いに行ったり、家に食べに帰ったりすることは禁止とする。
(昼食を忘れたときは、顧問の先生に伝えること。)

キャプテン会議について

キャプテンは4月（新顧問との顔合わせ及び約束事の確認など）、9月（新キャプテンの顔合わせ及び約束事の確認事など）の会議と顧問（クラブ担当教員）が必要と判断した時に開かれる臨時会に参加します。そこで各クラブの活動を振り返ったり、クラブ活動を行いやすくするために話し合いをしたりします。

4月には全クラブ員が参加するクラブミーティングを行います。クラブミーティングの運営は、キャプテン同士の協力で行います。



部活動での注意事項【 運動場 】

横倉庫は生徒立ち入り禁止

☆ 自分達が使うグラウンドは自分達できれいにしよう☆

- ・ 倉庫の掃除（特に、石灰付近・出入り口の溝）
- ・ 石灰袋を体育館横のゴミ捨て場に捨てに行く。
- ・ 草抜き
- ・ トイレ掃除
- ・ ボールの数や整理整頓

*汚いと気がつく心が大切です！！



☆ ラインカーの扱いについて ☆

- ・ 石灰バケツに石灰を入れ、スコップですくってラインカーに入れる。
- ・ 石灰が残り10袋になったら、必ず顧問の先生に注文をお願いします。

使用後は、必ず整地をして終わらしましょう。

みんなが気持ちよく使える運動場にしよう！！



部活動での注意事項【 校内 】

週末・長期休業中の校舎への出入りは、職員玄関から。

生徒用の下足室は、使用禁止です！！

☆ 戸締り・消灯を確実に行いましょう ☆

- ・ いつも綺麗な教室・廊下にしましょう。
- ・ 活動中は、周りに注意しながら活動しましょう。
- ・ トイレを使用した後は、必ず消灯しましょう。

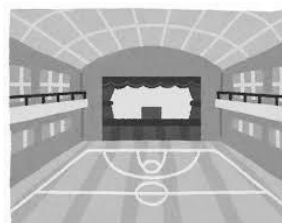


☆ トイレ掃除 ☆

*汚いと気がつく心が大切です！！



部活動での注意事項【 体育館 】



☆ 活動終了時に必ず確認すること ☆

※カーテンの開閉は、故障につながる為、窓を閉めて、ヒモで動かす。

- ・ カーテンを開けて、窓のカギを閉める。
- ・ 扉・舞台そで・更衣室・トイレ・倉庫・放送室の消灯、窓のカギ閉めの確認を行う。

☆ モップかけについて ☆

- ・ モップをかけた後は、ゴミを集めてほうき、ちりとりで処理する。
ゴミをそのまま外や緑のマットに残さない。

☆ トイレ掃除 ☆

*汚いと気がつく心が大切です！！

☆ 用具の確認を確実にする ☆

ボールの数や整理整頓

使用後は、必ずモップかけをして終わらしましょう。

みんなが気持ちよく使える体育館にしよう！！



天候に関する注意事項について

1. 落雷について(悪天候が近づいてくる場合)

積乱雲が発生すると、大雨になり、雷が近づく場合が多い。

※ 特に右の写真のようになれば、危険。兆しを見逃さない。

※ 危険な場所から離れ、安全な場所に避難する。



真っ黒い雲が近づいてきた。
雷の音が聞こえてきた。
急に冷たい風が吹いてきた。

太陽の光を遮りだしたら危険。
まもなく、激しい雨と雷の恐れあり。
竜巻などの激しい突風が起きる恐れあり。

◎ グランド、路上にいる場合

できるだけ、速やかに丈夫な建物に避難し、待機する。

短時間(30分~1時間)で弱まる場合が多いので、積乱雲が通り過ぎるのを待つ。

絶対に木の下には入らない。(木よりも人のほうが電気を通しやすいので、人に雷が落ちる。たとえ木に落ちてても、側撃雷が落ちる。)

◎ 屋内にいる場合

窓の近く、部屋の隅、ドア、外壁から離れる。



2. 竜巻・突風について

◎ 竜巻が近づく場合 ※建物の中に避難する。

雲の底から伸びる「ろうと」状の雲が見られ、飛散物が筒状に舞い上がる。ジェット機のような轟音がする。気圧の変化で耳に異常を感じる。

ダウンバースト(積乱雲が急激に冷え、風が下降し、テントが飛ぶぐらいの突風)の場合も同じ。天気がよくても、突風が吹く場合がある。



3. パソコン、スマホでの情報を得る

◎ 気象庁「雷ナウキャスト」で検索

雷の可能性や激しさを1時間先まで10分単位で予想している。活動度2~4が予想されている場合は、安全な場所に速やかに避難する。(近畿地方の地図なので細かい地点では、確認できない)

◎ 気象庁「高解像度降水ナウキャスト」で検索

これは、「河内長野市」など、市全体の降水の強さの分布を1時間先まで5分単位で予想している。5分ごとに更新されるので、情報としては正確。

河川における水難事故について(府教育庁より)

- 1). グループで河川に遊びに行く際は、必ず保護者や大人の引率者が同行すること。
- 2). 河川で水に触れあう時は、ライフジャケットを着用するなど十分に安全を確保すること。
- 3). 大雨、洪水、波浪、雷などの警報や注意報が発令された際には、河川への外出は控え、外出時において天候が急変した場合には、速やかに河川から離れること。
- 4). 増水した河川には近づかないこと。

入部にあたって必要なもの

(R5年度のクラブで必要であったものです。あくまでも目安です。参考にして下さい。)

【運動系クラブ】

クラブ名	入部当初に購入するもの	年間を通して必要なもの
サッカー	スパイク・スネあて	試合用ソックス白・青、試合用パンツ（白・黒） クラブTシャツ・協会登録費（ビブス）
陸上	なし	ユニフォーム（貸し出しあり） スパイク（大会出場時に必要）・連盟登録費
男子硬式テニス	テニスラケット テニスシューズ	ユニフォーム上・下
ソフトテニス	ソフトテニスシューズ ソフトテニスラケット	ユニフォーム上下・ゼッケン・帽子 連盟登録費・【自由購入】クラブTシャツ
男子卓球	卓球ラケット ユニフォーム メンテナンス	ゼッケン・協会登録費（必要ない年度もあります）
女子卓球	卓球ラケット ユニフォーム メンテナンス	ゼッケン・協会登録費
男子バスケットボール	バスケットボールシューズ	クラブTシャツ（自由購入）・協会登録費（自由登録） バスケットパンツ2種類（白・緑）・練習試合用ビブス
女子バスケットボール	バスケットボールシューズ	【自由購入】クラブTシャツ・協会登録費
剣道	剣道衣・袴	竹刀（消耗品）・面タオル・垂ネーム 防具は貸し出しあり

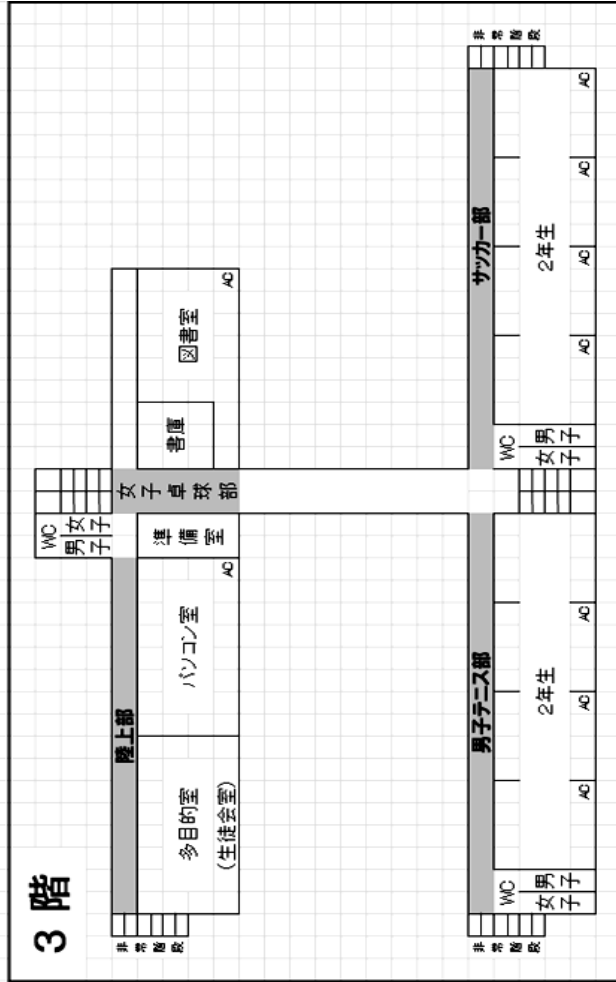
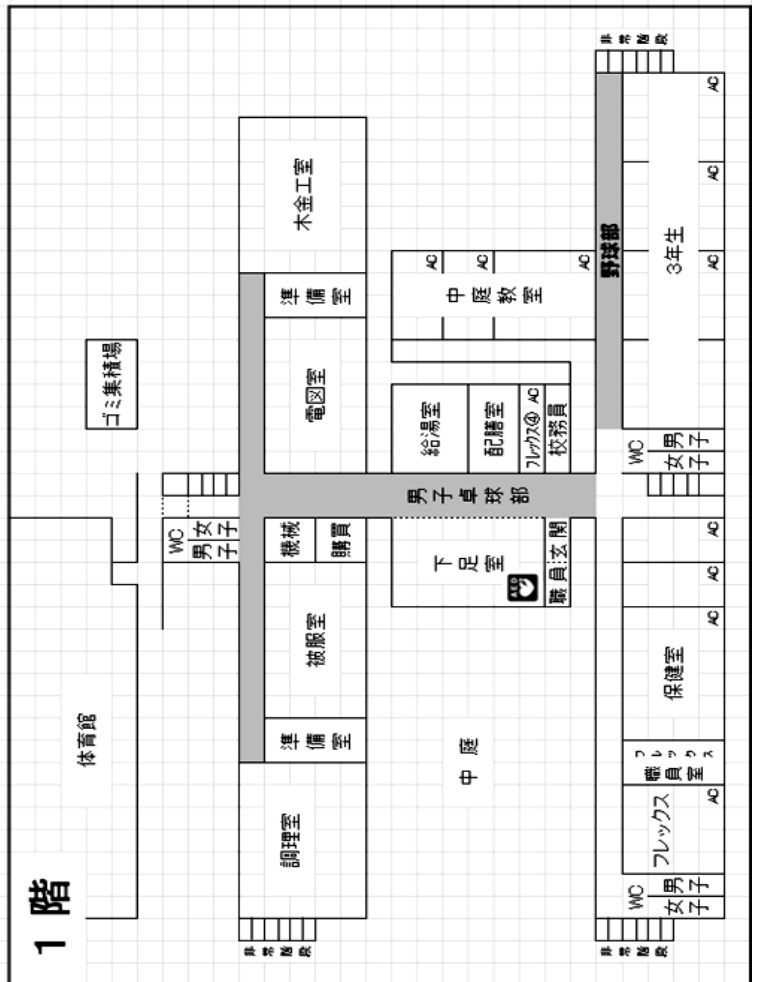
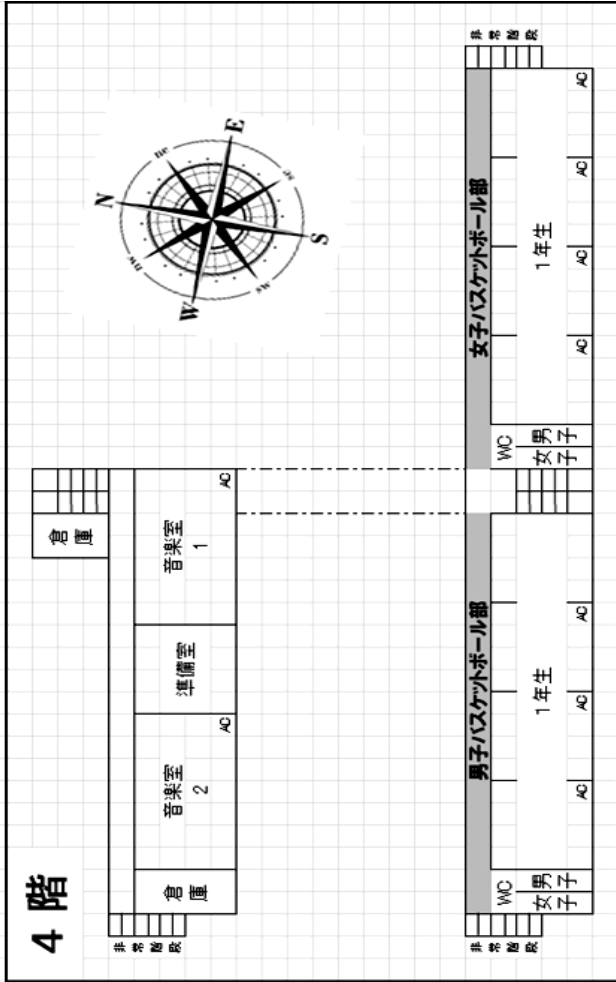
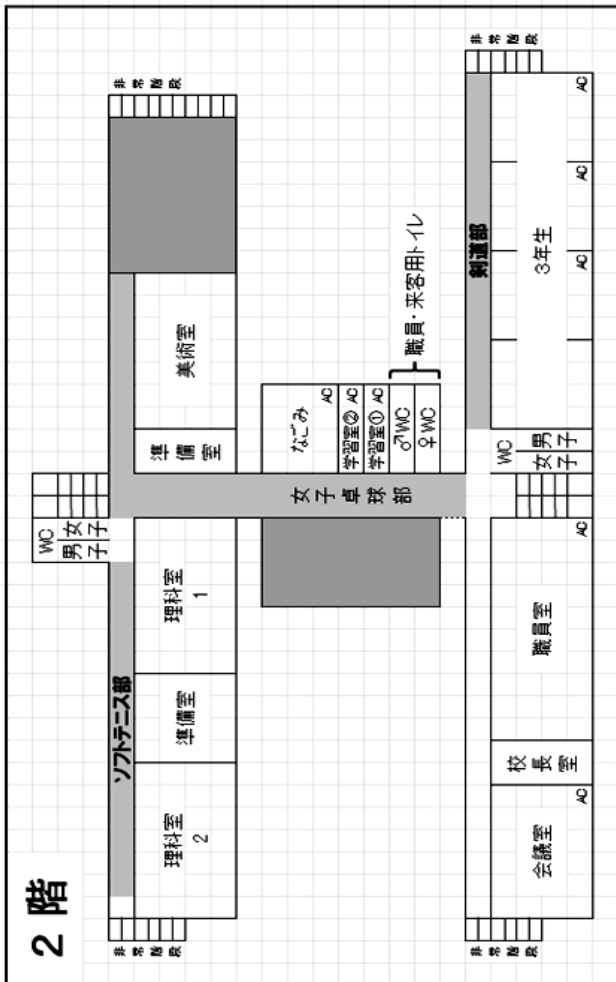
【文化系クラブ】

クラブ名	入部当初に購入するもの	年間を通して必要なもの
吹奏楽	譜面台・チューナーマイク クラブTシャツ・ 楽器によって必要なもの	毎月部活動運営費
①コース	地歴	なし
	美術	なし
②コース	家庭科	なし
	将棋	なし

【その他の連絡事項】

- *試合やコンクール等、会場までの交通費が別途必要です。
- *各競技の連盟・協会への登録について質問（二重登録についてなど）ある方、外部のクラブチームに所属しながら中学校のクラブ活動にも参加したいという方は、各競技で対応が異なりますので、各部活動顧問までご相談ください。
- *どのクラブも防寒着として、ウィンドブレーカーの購入をお願いすることがあります。
- *4月に1年生は入部届を2・3年生は更新届を提出しましょう。

雨の日の部活動練習場所



- ・割り当てられた場所内で活動すること(荷物の置き場を含めて顧問の先生と相談すること)
- ・階段を使用するときは他のクラブとゆずり合うこと
- ・教室や窓の戸締りを忘れずに、自分たちの場所の管理をすること
- ・マナーを守らなければ、活動場所の使用を禁止することがあります。

大阪府河内長野市立千代田中学校いじめ防止基本方針

平成26年 2月22日施行
令和 6年 4月 1日改正

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その生徒の心を将来にわたって深く傷つけるものであり、生徒の成長に大きな影響を及ぼし、場合によっては命さえも奪ってしまう、まさに人権に関わる重大な問題である。まずは全教職員が、いじめはもちろん、いじめにつながる行為、そしてそれらをはやし立てたり傍観したりすることさえも、この学校から無くしていくのだという強い意志を持つことが必要である。また、生徒のどんな些細な変化も見逃さない感覚の鋭さを持ちながら、常に生徒の心に寄り添い、その声を聴き受け止めることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生や深刻化を防ぎ、いじめに向かわない生徒集団を育成することになる。

そのためには、教育活動の全てにおいて人権を大切にすることを育てなければならない。教職員自身が、あたたかさにあふれた人権感覚を持ち、生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、常に生徒のありのままを認めることで心をあたためるという視点を持った指導を徹底することが重要となる。

本校はいじめの未然防止のために、お互いのありのままを認め合い一人ひとりの「命をとことん大切にす」人権教育の視点を持って集団づくりと授業づくりに取り組んでいる。いじめは命さえも奪う重大な人権侵害であり絶対に許さないという認識のもとに、ここに千代田中学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、ある生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの現われ方には、以下のようなものがある。

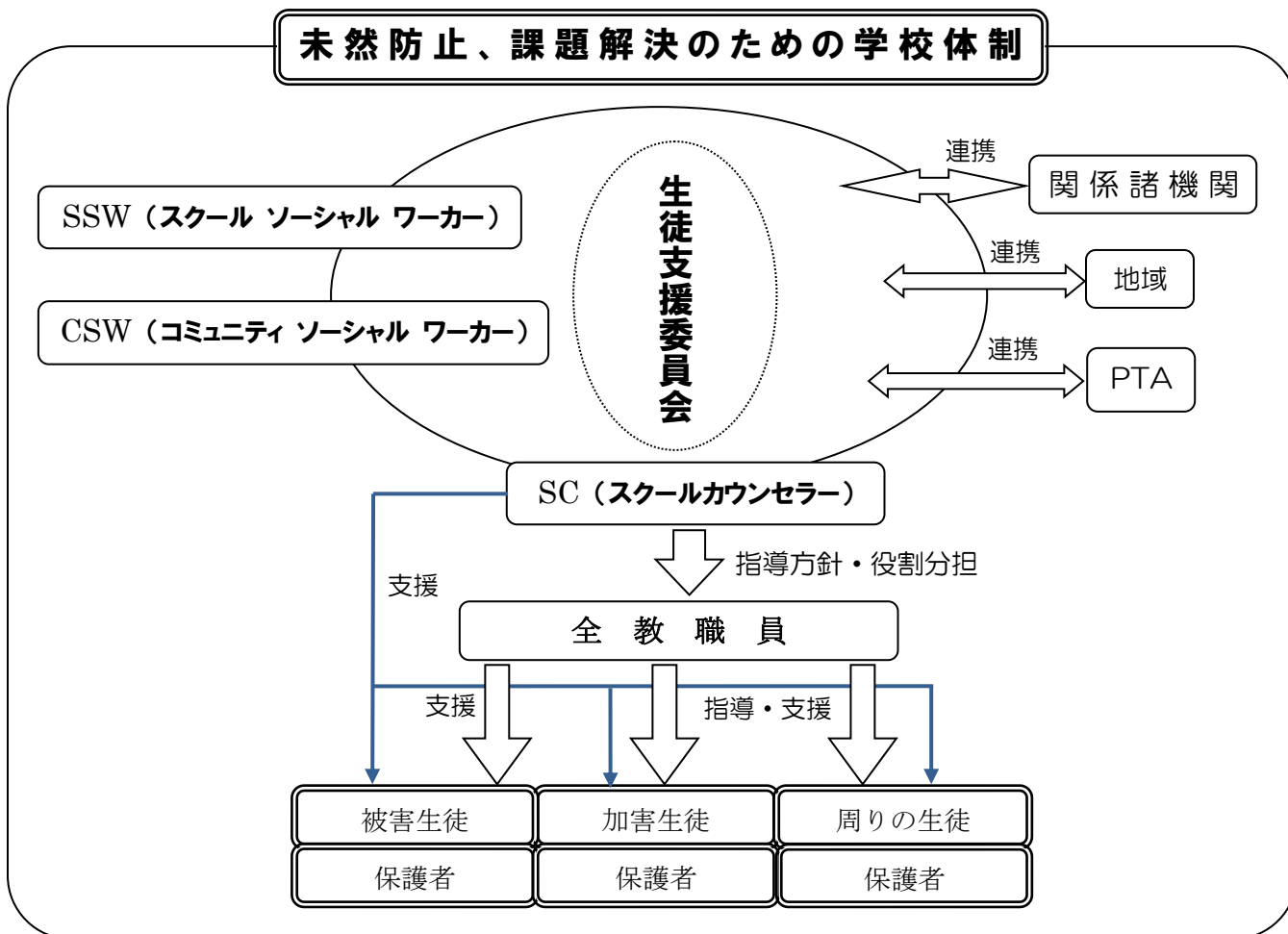
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「生徒支援委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、児童生徒支援コーディネーター、養護教諭、各学年主任、教務主任、特別支援コーディネーター、通級指導教室担当教員、SC、各指導部長、生徒会主担
※構成員は次の図を基本とするが、必要に応じて追加することができるものとする。



(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施、進捗のチェック
- カ 各取組の有効性の検証
- キ 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 取組状況の把握と検証

生徒支援委員会は、毎月1回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか確認、いじめ対応の確認、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しや検証などを行う。

5 年間計画 本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

※年度当初に千代田ナビゲーションを配布し、千代田中学校いじめ防止基本方針を周知する。

	生徒	学校全体
4月	【1年生は入学式、2,3年生は家庭訪問で千代ナビを配布】 【生活班づくり】(居場所づくり、仲間づくり) 【生徒アンケートの実施】(不安や心配事など、こどもの声を聴く)	第1回生徒支援委員会 (年間計画の確認)(生徒の状況確認・情報共有) 【今年度の取り組みについて職員会議で確認】 【千代田中学校いじめ防止基本方針】についてHP更新】
5月	【生徒アンケート・こころのアンケートの実施】	第2回生徒支援委員会(職員会議で情報共有)
6月	【カウンセリング週間】(生徒の思いに寄り添う) 1年:【校外学習】 2年:【宿泊学習】 3年:【修学旅行】 (お互いのことを知り、仲間づくりにつなげる)	第3回生徒支援委員会(職員会議で情報共有)
7月	【三者懇談】(学校生活の様子や家での様子を情報交換する) 【2年生 職場体験】(社会性の育成)	第4回生徒支援委員会(職員会議で情報共有) 【1学期のふりかえり、成果と課題】
9月	【生活アンケートの実施】 【生活班づくり】 【体育大会】(縦割り集団による関係づくり)	第5回生徒支援委員会(職員会議で情報共有)
10月	【生活アンケート・こころのアンケートの実施】	第6回生徒支援委員会(職員会議で情報共有)
11月	【カウンセリング週間】 【千代田ミュージックフェスティバル】(つながりと支え合い) 【3年生 三者懇談】(進路懇談)	【研究授業Ⅰ・研究授業Ⅱ】 (すべての子どもたちがつながり合い学び合う授業) 第7回生徒支援委員会(職員会議で情報共有)
12月	【三者懇談】	第8回生徒支援委員会(職員会議で情報共有) 【2学期のふりかえり、成果と課題】
1月	【生活班づくり】	第9回生徒支援委員会(職員会議で情報共有)
2月	【生活アンケート・こころのアンケートの実施】 【カウンセリング週間】	【今年度の取り組みの検証】 第10回生徒支援委員会(職員会議で情報共有) 【今年度の取り組みの検証・来年度の取り組みについて】
3月	【クラスや学年で1年間の振り返り】	第11回生徒支援委員会(職員会議で情報共有) 【来年度の取り組みについて】

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、学びの場である学校・学級自体が、「命をとことん大切にする」人権尊重のあたたかい思いにあふれた環境であることが求められる。その環境を基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間をはじめ、学校生活のすべての場面で、それぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒の自尊感情や自己有用感を高めることで、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけることができるようにすること、そうすることでお互いのありのままを認め合える対等で豊かな人間関係を築くことができるようにすることに重点を置き、そのための学習活動の具体的な取り組みを考え実践していく必要がある。そして、その取り組みを継続していくことで、信頼に基づいた人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが大切である。

2 未然防止のための学校体制

いじめの未然防止については、生徒支援委員会が担う。

生徒支援委員会は月に1回、会議を持つことで未然防止の取り組み（主として成長を促す指導）を推進する。

3 いじめの防止のための措置

- (1) いじめについての共通理解を図るため、平素から全教職員、全校生徒が「命をとことん大切に
する」ための人権感覚を磨く必要がある。教職員の研修を充実させつつ、道徳など生徒の人権に
かかわる学習を適切に行い、学習した内容に基づいて必ず生徒にふり返らせ、生徒自身の問題と
してとらえ考えさせる丁寧な取り組みを実施する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他を認め合い、尊重し合える態度を養う
ことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
そのために、集団づくりと「すべてのこどもたちがつながり合い学び合う授業」に取り組む。
いかにして生徒にお互いのありのままを認め合い尊重させるか、いかにして生徒同士をつなげるか
について集団づくりと支援教育の視点を持ちながら授業内容を創造する。
- (3) いじめが生まれる背景には、生徒の自尊感情や自己有用感の低さがある。生徒の学校生活のう
ち、一日の大半を占める授業の時間において、全ての生徒の自尊感情や自己有用感を高めること
が絶対に必要である。
また授業だけでなく行事、特別活動においても、集団づくりの本来の意義に立ち返り、一部の
生徒だけではなく全ての生徒一人ひとりが集団に貢献できる場面を丁寧に設定し自己有用感を高
めることで自尊感情を高める取り組みを考え実施することが必要である。
- (4) いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導のあり方に注意を払うため、生
徒指導のあり方について共通認識を持つ必要がある。
全教職員で取り組むべきは、「生徒の心に寄り添うことで心をあたためる生徒指導」である。
心のあたたまった状態の生徒はいじめには向かわない。生徒の心をあたためるために、まずは
教職員から生徒のもとに足を運び「こどもの声を聴く」ということを大切にする。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組むために、生徒会活動を充実させる必要がある。
生徒会は本来、生徒自身の力で学校生活を安心できる安全なものにする、つまりお互いの人権を
守り合うための自治組織である。いじめという人権の侵害は安心できる安全な生活を奪うもので
ある。いじめで生きにくさを感じている生徒がいるならば、その生活を安心できる安全なものに
回復させていくための組織として、また自分たちが生活する「社会」としての学校を、お互いの
ありのままを認め合うことでお互いの人権を守り合い、いじめに向かわなくてもよい学校にする
ための組織として生徒会を機能させなければならない。そのための十分な支援を、生徒会担当を
中心として教職員全員で取り組む必要がある。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒は、いじめを受けていることを認めることは恥ずかしいことだと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり、誰にも訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、生徒の何気ない言動や行動の変化、服装をはじめとする様子の変化の中に傷つけられた心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、いじめに向かわない集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

全教職員が、日々、生徒一人ひとりの様子をしっかりと見る必要がある。一見、同等にふざけ合っているように見えても、いじめの構造の中で序列化され下位に置かれ苦しみがいている生徒がいる場合がある。行動、言動、服装など生徒が示すどんな小さな変化も見逃してはならない。自傷行為や他傷行為、体調面での顕著な変化、連続した遅刻や欠席などは危険信号と捉え、絶対に見逃してはならない。

また生徒の変化に気づいた場合、教職員が一人で抱え込むのではなく、日常から学年や分掌を超えて積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有し、組織として対応していく必要がある。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、4月、6月、9月、11月、2月にアンケートを実施する。
定期的な教育相談としては、各学期ごとにカウンセリング期間を実施する。
日常の観察として、全職員が生徒の登校から下校までの様子を丁寧に見ることはもちろん、個人ノート(KGノート)や班ノート、班長会議等も活用し積極的に情報収集をする。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、日常から丁寧な家庭連絡を実施し、生徒の家庭での様子を把握する。また、三者懇談においても、生徒の家庭での様子を把握することに努める。
- (3) 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、生徒指導主事・児童生徒支援コーディネーター・養護教諭が中心に相談の窓口となる。また、スクールカウンセラーや生徒支援員とも連携し、教員とは違う立場で相談を受けられるようにする。
- (4) PTA総会、学校便り等により、相談体制を広く周知する。
生徒支援委員会により、相談体制が適切に機能しているかなど定期的に点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについては、生徒の不利益が生じないように慎重を期す。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を丁寧に把握、理解しながら指導に当たることも非常に重要である。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が、なぜいじめるという行為に至ってしまったのかを自分自身としっかり向き合うことで認識し、心から悔い、相手に謝罪、その後二度といじめはしないということはもちろん、いじめを無くそうという前向きな気持ちに至るように、丁寧に支援することと継続的に指導することが必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援が必要不可欠であるのは当然のことであるが、何よりいじめた当事者の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒どうしが、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「4つのレベルに応じた いじめ対応チャート」に従って、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) ささいな兆候であってもケース会議をおこない、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、まずその場でその行為を止める必要がある。また生徒や保護者から「いじめられた」あるいは「いじめではないか」などの相談や訴えがあった場合には、真摯に対応する。その際、被害生徒や、いじめやいじめに向かう事象を知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに生徒指導主事か児童生徒支援コーディネーターに報告し、当該学年主任と情報を共有する。
- (3) その後、生徒指導主事か児童生徒支援コーディネーター、または当該学年主任が中心となって、関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (4) 聴き取った事情を緊急に召集可能な生徒支援委員会メンバー(ただし、管理職1名は必ず含む)に報告、情報を共有し、生じた事象の事実を確認。「いじめ」か「いじめに向かう事象」かを判断する。必要な場合は臨時生徒支援委員会を行う。
- (5) 判断の結果、いじめとして認知した場合、管理職が教育委員会に報告し、つなぐべき関係諸機関等について相談する。
- (6) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って丁寧に行う。

- (7) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
- (8) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、重大事態として直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求めると共に、事実関係を明確にするために生徒支援委員会が調査をおこなう。
- (9) いじめにより相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合も重大事態として管理職が教育委員会に報告すると共に、生徒支援委員会が事実関係を明確にするための調査をおこなう。
- (10) 重大事態において、学校主体の調査では対応及び同種の事態の発生の防止に十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会にその対応の一部を委ねる。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

生徒支援委員会が中心となって、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、当該生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、当該生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携する。必要であればスクールカウンセラーとも連携する。

状況に応じて、いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けることができる環境を確保する場合もある。

4 いじめた生徒への指導とその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係を聴き取る。
いじめに関わったとされる生徒からの聴き取りにあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴き取った後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、当該生徒が抱えている問題など、いじめの背景に目を向け、当該生徒に自身の内面と丁寧に寄り添い向き合わせることで当該生徒の健全な人格の発達を支援し心情の変容を促す。

その上で、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす人権を侵害する行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

さらに、その後二度といじめはしないということはもちろん、いじめを無くそうという前向きな気持ちに至るように、複数の教職員が連携し、必要に応じてSCの協力を得て組織的に丁寧な支援と継続的な指導を行う。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、関わった生徒が抱える問題など、いじめの背景に目を向け、自身の内面に丁寧に寄り添い向き合わせる。その上で、いじめを受けた生徒の心情への共感性を育てる。

いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、人ごとではなく自分の問題として捉えさせる。同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しては、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在になっているのだということを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられる。それらの生徒が安心して生活できるようにするために、集団づくりの原点に立ち戻り、当該学級、学年のすべての生徒に自らの集団について自分自身の問題としてふりかえり考える機会を設定する。その上で、いじめを生み出さない、安心できる安全な居場所を自分たちでお互いに保障し合える集団づくりに取り組むことができるよう丁寧な支援と継続的な指導が必要である。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒だけの問題とせず、全校生徒が自分たちの社会である学校の中で起きた社会問題として捉え、学級会、学級委員会、生徒会等で考えていく活動を組織し、取り組んでいけるよう全ての教職員でその活動の支援をする。

全ての生徒が、お互いの命をとことん大切にする集団づくりを進めるため、まずは担任が生徒一人ひとりのありのままを認め尊重する学級経営に取り組み生徒との信頼関係を育むとともに、すべての教職員が集団づくりを意識して担任を支援し、生徒どうしが互いの命をとことん大切にすることができるように、お互いのありのままを認め尊重することで信頼関係を構築し、学校生活を安心して過ごせるよう努める。

また認知されたいじめ事象について、生徒が抱えている地域や家庭等における背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動、生徒会活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、必要があればスクールカウンセラーとも連携する。

体育大会や千代田ミュージックコンクール、校外学習や修学旅行等の学校行事は、集団づくりの絶好の機会ととらえ、生徒どうしが、集団としてひとつのことを成し遂げるとき意見が異なる他者との関係をどのようにしてつくればよいのかを学ぶことができるよう適切に支援する。

6 ネット上（SNS等）のいじめへの対応

- (1) ネット上（SNS等）の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として問題の箇所を確認し、その箇所を印刷等の方法で保存するとともに、こども支援委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を人権教育の視点を持って学習する機会を設ける。
- (4) ネット上（SNS等）のいじめに関しても、被害・加害の生徒だけの問題とせず、全ての生徒が自分たちの社会である学校の中で起きた社会問題として捉え、学級会、学級委員会、生徒会等で考えていく活動を組織し、取り組んでいけるよう、全ての教職員がその活動の支援をする。

7 いじめの解消

- (1) 生徒支援委員会のスクリーニングにおいて、いじめが解消したと思われる被害生徒については、いじめ発生から3ヶ月経過後、当該生徒の担任を中心として当該生徒とその保護者に面談等をおこない、いじめが解消しているかどうかについて聴き取る。
- (2) 当該生徒、保護者ともにいじめの解消を認めた場合は、いじめは解消したものとする。
- (3) いじめ解消後も当該生徒が卒業するまで全教職員で見守りを継続する。

4つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート 河内長野市立千代田中学校

ねらい

- ①問題行動による被害生徒の被害の拡大を未然に防ぎます。
- ②加害生徒の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請します。
- ③教員が適切な指導を行えるようにします。
- ④問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ生徒・保護者等に理解・協力を求めます。

- 警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行います。
- 被害生徒・保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応します。
- 週に1回、生徒指導部の連絡会を開催し、情報交換・方向性の検討をします。

レベル1 担任・学年生徒指導担当が中心となり、注意や指導・改善を行います

- ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇対教師暴言 ◇授業妨害 ◇服装・頭髪違反
 - ◇落書き ◇言葉によるからかい ◇無視 ◇仲間はずれ ◇悪口・陰口・暴言 など
- (例) 授業中にトイレに行くと言って教室を出たが、正当な理由もなく中々教室に戻って来なかった。
 (例) 休憩時間に遊び方を注意されたが、その教員に対して「うざい」「死ね」と言って遊び続けた。
- *原則、同様の行為を繰り返す場合は、レベル2の対応を行うこととします。

レベル2 生徒指導主事が中心となって、学校全体で共通理解をはかり、注意や指導・改善を行います

- ◇暴力・傷害行為 ◇誹謗中傷行為 ◇SNS等のトラブル ◇エスケープ
 - ◇深夜はいかい など
- (例) 生徒Aは朝家を出たが、登校途中に生徒Bと待ち合わせをし、2人は公園で遊んで登校した。
 (例) 「大阪府青少年健全育成条例」の時間に従わず、数人で公園やコンビニに集まっていた。
- *原則、同様の行為を繰り返す場合は、レベル3の対応を行うこととします。

レベル3 生徒指導主事と管理職が中心となり、注意や指導・改善を行います

- ◇対教師暴力 ◇脅迫・強要行為 ◇器物破損 ◇迷惑行為（近隣トラブルなど）
- (例) スマホを所持していたことを教員に注意され、イライラしたのでその教員にスマホを投げつけた。
 (例) 音楽を大音量で流していたので、近所の方に注意されたが、「うざい」「だまれ」と暴言を繰り返した。
- *原則、同様の行為を繰り返す場合は、レベル4の対応を行うこととします。

レベル4 関係諸機関と連携して指導・改善を行います

- ◇恐喝行為（金銭が絡む賭け事） ◇喫煙 ◇飲酒 ◇危険物の所持 ◇窃盗行為
 - ◇無免許運転 ◇性犯罪 ◇違法薬物の所持 ◇放火（火遊び） ◇家出 など
- *被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護、加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合は、関係諸機関等と連携し郊外での指導を行います。

	担任	学年	生徒指導主事	管理職	関係諸機関等
レベル1	○	○			
レベル2	○	○	○		
レベル3	○	○	○	○	(○)
レベル4	○	○	○	○	○

☆どのレベルにおいても、その子が抱えている状況に応じて、段階的指導(スモールステップ)で対応します。

4つのレベルに応じた いじめ対応チャート 河内長野市立千代田中学校

ねらい

- ① 生徒の命を守ることを最優先に考えます。
- ② 学校として、いじめが起きにくい、あるいはいじめを許さない環境づくりをおこないます。
- ③ いじめに発展しそうな芽を早期発見・対応し、安心して通うことができる学校づくりをおこないます。
- ④ 定期的に生活アンケートやカウンセリング週間を実施し、相談できる環境づくりをおこないます。
- ⑤ 生徒支援委員会中心に適切な対応ができるように教員全体でいじめの定義を理解し連携します。

レベル1 言葉によるからかいや無視をするなど

・担任や学年教員を中心に対応します

◇言葉によるからかい ◇無視 ◇仲間はずれ ◇悪口・陰口・暴言 ◇攻撃的な言動

(例) 生徒 A が生徒 B に「太っている」や「チビやな」など、生徒 B の身体的特徴を言い続けた。

(例) 生徒 A が席替えで生徒 B の近くなったとき、「最悪・きもい・いやだ」と言った。

(例) 生徒 A が友達に、「生徒 B を無視してな」とお願いした。 など

*原則、同様の行為が続く場合は、レベル2の対応を行うこととします。

レベル2 物を隠す・蹴る・たたく・足をかけるなど、精神的苦痛を伴う実害があるなど

・当該生徒に関わる教員や生徒支援委員会を中心に対応します

◇暴力・傷害行為（蹴る・たたく・足をかけるなど） ◇誹謗中傷行為（SNSトラブル含む） など

(例) 生徒 A は冗談のつもりで生徒 B を一方的にたたき続けていた。しかし、実は生徒 B はイヤだった。

(例) 生徒 A が生徒 B に気づかれぬように日常の様子を動画で撮影し、勝手に SNS にアップしていた。それを見た他の生徒が生徒 B に「死ね」や「うざい」「きもい」など、誹謗中傷するコメントを書き込んだ。

*原則、同様の行為が続く場合は、レベル3の対応を行うこととします。 など

レベル3 万引きの強要・集団での暴力行為・服を脱がせるなど、重度の実害があるなど

・生徒支援委員会や管理職を中心に対応します。また、関係諸機関と連携することもあります。

◇集団での暴力・傷害行為 ◇脅迫・強要行為（屈辱的な行為をさせるなど）

(例) 生徒 A は生徒 B に、「土下座しないと秘密をバラス」と脅した。 など

*原則、同様の行為が続く場合は、レベル4の対応を行うこととします。

レベル4 犯罪に関わるような場合

・関係諸機関と連携して対応します

◇刃物や金属バットなど道具を用いての暴力・傷害行為 ◇恐喝行為

◇被害側が自傷行為や PTSD と診断されるなどの状況に至ったとき など

(例) 「殴られたくなければ、明日までに現金を持ってこい」と脅した。 など

	担任	学年	生徒支援委員会	関係諸機関等
レベル1	○	○	○	
レベル2	○	○	○	
レベル3	○	○	○	○
レベル4	○	○	○	○

※どのレベルにおいても、被害生徒の状況に応じて対応します。

4つのレベルに応じた 欠席対応チャート 河内長野市立千代田中学校

ねらい

- ① 欠席生徒に早期対応し、丁寧に関わることで長期化することを未然に防ぎます。
- ② 生徒が早期に学校復帰できるように、関係機関との連携体制づくりをおこないます。
- ③ 欠席状況の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ生徒・保護者等に理解・協力を求めます。
- ④ 生徒の命を守ることを最優先に考えます。

レベル1 直近30日以内の欠席が5日に達した場合、または連続欠席が3日に達した場合

- ・当該生徒に関わる教員や生徒支援委員会が中心に対応します

◇生徒の表情 ◇生徒の生活リズム ◇生徒の友人関係 ◇登校への意欲
 ◇心身の状態 ◇家庭での様子 ◇校内適応指導教室（なごみ）登校の提示 など

*原則、同様の欠席が続く場合は、レベル2の対応を行うこととします。

レベル2 長期欠席（学期内で10日に達した場合、年間30日に達した場合）かつ、家庭との連絡が取れる状態

- ・生徒支援委員会や管理職が中心に対応します
- ・継続的な電話連絡、家庭訪問をし、学校とのつながりを切らない。
- ・校内の対策会議をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも参加し実施する。
- ・学校復帰を最終的なゴールとし、本人、保護者の意向を取り入れた登校の仕方（行事への参加の仕方も含め）を、スモールステップで提示する。

*この時点で、学校としては不登校生徒として支援していきます。

*原則、同様の欠席が続く場合は、レベル3の対応を行うこととします。

レベル3 長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）かつ、家庭との連絡が困難な状態

- ・関係諸機関と連携して対応します
- ・長期的に連絡が取れない場合、学校には公的機関への通告義務があることを管理職が保護者に説明する機会を設ける。また、校内の対策会議を定例化し、目的意識を持った組織的対応をする。また、必要な場合は関係機関を含めた対策会議を実施する。

*原則、同様の欠席が続く場合は、レベル4の対応を行うこととします。

レベル4 年間の出席日数が10日以下かつ、家庭との連絡が困難な状態

- ・長期的に家庭との連絡が取れない場合は、関係諸機関に相談、あるいは通告する。
- ・学校だけでケースを抱えることなく、関係機関を含めたチームで対応する。

	担任	学年	生徒支援委員会	管理職	関係諸機関等
レベル1	○	○	○		
レベル2	○	○	○	(○)	
レベル3	○	○	○	○	(○)
レベル4	○	○	○	○	○

大阪府青少年健全育成条例&関係諸機関一覧

☆大阪府青少年健全育成条例では次のことを定めています。ご家庭で確認ください。

保護者は、通勤・通学その他正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出させないように努めなければならないとなっています。

16歳未満の者：午後8時～翌日の午前4時の間は外出させないように努める

夜間営業を行う施設（ゲームセンター、ボウリング場、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェ等）への立ち入り制限を設けています。

16歳未満の者：午後7時～翌日の午前5時の間は立ち入らせてはならない

16歳未満で保護者同伴の場合：午後10時～翌日の午前5時の間は立ち入らせてはならない

☆何か困ったこと、相談したいこと、緊急なことがあれば学校までご連絡ください。

千代田中学校 54-6000（月～金 8:20～16:45）

主な関係諸機関	電話番号
千代田小学校	53-1371
楠小学校	53-8371
河内長野警察	54-1234
富田林少年サポートセンター * 青少年の非行問題に関する相談	25-4922 (月～金 9時～17時45分)
富田林子ども家庭センター * 子どもや家庭に関する相談、概ね25歳までの青少年に関する相談、里親相談、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上に関する相談及び生活保護等に関する相談。また、配偶者暴力相談支援センターを設置し、配偶者等の暴力に関する相談。	0721-25-1131 (月～金 9時～17時45分) * 夜間休日072-295-8737
河内長野市こども教育支援センター * 学校生活・家庭生活全般に関わる相談	0120-52-3774 (月～金 9時～16時30分)
河内長野市適応指導教室 ゆうゆうスペース * 河内長野市内の小学校・中学校に通う児童・生徒の中で、学校に行けなくなった子どもたちが、心を休め、自信をつけ、笑顔で登校できるまでの時間を過ごすところ。様々な体験活動や集団活動を通して、自立心や集団への適応力を養うと共に、学習への意欲づけや主体的に学習する力を育て、学校生活への適応を図ることをめざす。	0721-70-7558 (月～金 9時～16時30分) 【問い合わせ先】 教育指導課 0721-53-1111
子ども・子育て総合センター あいっく * 0～18歳の子どもにかかわる問題や悩みに 来室相談・継続的な面接相談（予約制）	家庭児童相談室 0721-50-4671 (10時～17時30分)
児童相談所全国共通ダイヤル	189（いちはやく）

本校における携帯電話の取り扱いに関するルールについて

本校における携帯電話の取扱いについて

本校では、児童生徒の携帯電話の持込みを禁止としています。しかし、携帯電話を災害や犯罪の発生時等の緊急の連絡手段とせざるを得ない場合や、遠距離通学や公共交通機関を利用した通学のためなど、事情がある場合には、個別の状況に応じて、以下の条件のもとで例外的に持込みを認めるものとしています。

ただし、条件や学校のルールに保護者の同意を得られない場合や、学校の指導に対して保護者の理解が得られない場合など、学校が保護者との協力体制が取れないと判断する場合は、登下校中の携帯電話の所持を、一時的、または長期にわたって制限する等の措置をとることとしています。

そこで、本校では本市の方針の趣旨に則った上で、学校長の責任において、以下のように学校のルール及び留意事項を作成し、それに同意して、学校長宛に『携帯電話・スマートフォン学校保管申請書』を提出することにより、登下校中の携帯電話の所持の許可を得ることとします。

なお、携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏えい等については、保護者の責任とします。

1 校内での携帯電話の取扱い

- (1) 保護者からの同意を得ていない携帯電話は、校内へ持ち込まない。
- (2) 校内では、携帯電話を使用しない。
- (3) 登校後、速やかに携帯電話の電源を切り、職員室に持ってくる。
- (4) 携帯電話の汚損・破損・盗難やデータ損傷などすべての事故について、保護者の責任とする。

2 登下校中の携帯電話の取扱い

- (1) 防災・防犯上の緊急連絡や安否確認以外で携帯電話を使用しない。
- (2) 登下校中には携帯電話を制鞆またはサブバックに入れて管理する。
- (3) 登下校中に保護者は、防災・防犯上の緊急連絡を除き、生徒の所持する携帯電話に直接連絡はしない。

学校における携帯電話の適切な使用について

【保護者が指導・対応すること】

子どもがトラブルや犯罪行為等の加害者・被害者にならないよう、携帯電話やインターネット使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係のあり方等について、その発達段階に応じた指導を行う。併せて、ルールの必要性についても理解させる。

1 適切な使い方について

- ・ 携帯電話の使用に伴うトラブルや犯罪被害、いじめ等の未然防止のために、子どもの実態や課題に応じた指導を行う。
- ・ 子どものコミュニケーション力等人間関係づくりのスキル向上による人間関係形成能力や、基本的な生活習慣や規範意識などの自己管理能力の育成も、携帯電話の適切な使用を理解させる上で必要であるため、様々な場面を捉えて指導を行う。

2 生じたトラブル・いじめ等への対応について

- ・ インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く学校や、警察その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、適切に対応する。

【家庭で約束・確認すること】

登下校中に子どもに携帯電話を持たせる場合は、保護者の責任のもと、以下のことを家庭で確認する。

1 適切な使い方について

- (1) 「携帯電話の取扱いに関するルール」を守るよう指導すること。
- (2) 家庭において、以下のようなルールをつくり、心身の健康維持に努めること。

(参考例)

- ・自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）投稿したりしない。
- ・保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の申し込みをしない。
- ・インターネット上で知り合った人とは会わない。
- ・盗撮やその他犯罪につながることはしない。
- ・SNS やメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。
SNS グループでの仲間外れ等のいじめ行為もしない。
- ・SNS での友達の反応が遅くなる場合があることを理解し、友達にすぐに返信するよう強制しない。

※ これ以外の使い方については、子どもと話し合いルールをつくること。（千代ナビ49ページ）

2 携帯電話の管理及び保護者の責任について

- (1) 子どもに携帯電話をもたせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を子どもとともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション（以下、アプリ）等についても、使用するかどうか、使用前に必ず子どもと確認する。
- (2) 子どもが使う携帯電話にはフィルタリングを必ず設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用させないよう、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- (3) 学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。
- (4) 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。
- (5) 携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏えい等については、保護者の責任とする。

【生徒が守ること】

1 学校のルールについて

学校で決められた校内や登下校中の携帯電話の使い方のルールを守ること。

2 家庭での約束について

保護者と話し合い、家庭で決めた約束を守ること。

3 その他の注意点

- (1) 携帯電話を買ってもらった時には、なぜ使うのか、本当に必要なのか、どんな機能を使うのかなどを保護者としっかり相談する。使ってよいアプリも、使用前に必ず保護者と一緒に考える。
- (2) 携帯電話には必ずフィルタリングを設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。そして保護者には、毎日の使い方や時間、正しい使い方を行っているかを確認してもらう。
- (3) 自分の情報を知られたり、他の人に勝手に使われたりしないように、携帯電話にはパスワードをかける。
パスワードは必ず保護者に伝える。
- (4) 学校などで携帯電話の良いところや、注意しないといけないところを知り、携帯電話等の正しい使い方についてしっかり勉強する。
- (5) 携帯電話を使うことで何か困ったことがあったら、保護者や先生などの大人に必ず相談する。

我が家のルール【こども用】

スマホについて

- ・ 1日の使用は()時間()分以内にする。
- ・ ()時()分までには使用をやめる。
- ・ 個人情報(名前・住所・学校名・写真など)や悪口をネットに公開したり、書き込んだりしない。
- ・ メールやSNSは実際に会ったことのある友だちだけにする。
- ・ フィルタリングははずさない。

我が家のルール ①【 _____ 】

我が家のルール ②【 _____ 】

ゲームについて

- ・ 1日の使用は()時間()分以内にする。
- ・ ()時()分までには使用をやめる。
- ・ ゲーム上で知り合った人に実際に会わない。また、個人情報を特定されるような話はしない。
- ・ ゲーム内で、暴言や人の悪口・悪意のある内容など、いじめにつながることはしない。
- ・ 課金は【 しない ・ 保護者に相談したうえでおこなう 】

我が家のルール ①【 _____ 】

我が家のルール ②【 _____ 】

動画サイトやアプリについて

- ・ 1日の使用は()時間()分以内にする。
- ・ ()時()分までには使用をやめる。
- ・ 動画サイトなどは、おすすめや関連動画を見ると終わりがないので、検索した動画以外は【 見ない ・ ()分見たら()分休憩する 】
- ・ 動画サイトやアプリに【 投稿しない ・ 投稿する場合は個人情報が特定されるような情報を投稿しない 】

我が家のルール ①【 _____ 】

我が家のルール ②【 _____ 】

☆困ったときは **すぐに先生か保護者に相談します。**

☆ルールを守れなかったときは ()日間使用禁止。保護者に預けます。

☆約束をした日

_____ 年 月 日 署名

【参考資料】

◆**主な行事予定について**

4月	入学式 新年度始業式 全国学力テスト（3年生） 下旬：家庭訪問
5月	下旬：1学期中間テスト
6月	1年生校外学習 2年生宿泊学習 3年生修学旅行 下旬：1学期期末テスト
7月	中旬：1学期期末懇談（3者懇談） 1学期終業式
8月	平和登校日
9月	チャレンジテスト（3年生）
10月	体育大会 中旬：2学期中間テスト 3年生実力テスト
11月	上旬：千代田ミュージックフェスティバル 中旬：3年生実力テスト 下旬：2学期期末テスト
12月	中旬：2学期期末懇談（3者懇談） 2学期終業式
1月	3学期始業式 上旬：3年生実力テスト 1・2年生チャレンジテスト 下旬：3年生学年末テスト
2月	下旬：3年生進路懇談 下旬：1・2年生学年末テスト
3月	中旬：卒業式 修了式

※あくまでも予定です。

【参考資料】



大地震に備えて



ここでは、地震の時に注意することを書いていきます。

その場、その時の状況によって、他にも様々な注意事項があり、
気をつけなければならないことが、ここに書いてあることと違うこともあります。

特に、登下校中の安全については、通学路をおうちの人と一緒に歩いてみるなどして、
危険な場所について教えてもらいましょう。

また、家に一人にいる時、外出時などのことについても、注意することや避難場所など、
必ずおうちの人と一緒に確認しておきましょう。

●地震の前に

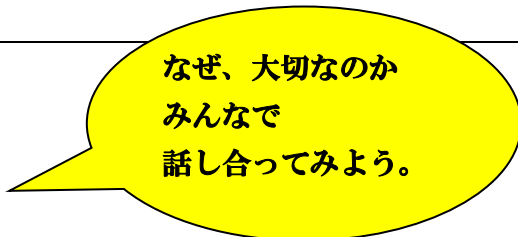
1	地震の授業でしっかり学ぶ	知識があれば、デマに惑わされません。 (小学6年生、中学1年生の理科で学びます。)
2	登下校の危険な場所を確認する	塀やガラスがたくさんあるビルのすぐ横は注意しましょう。
3	避難所の確認をする	市内には60カ所程度の避難所があります。 どこに避難をするのか、家族で決めておきましょう。
4	公衆電話の使い方を確認する	災害発生時は、特設公衆電話を無料で使用できます。 携帯電話はつながらないことがあります。 公衆電話の使い方を知っておきましょう。
5	災害用伝言ダイヤル171	録音・再生には電話番号の登録が必要です。 どの電話番号で録音するのかの確認が必要です。
6	ベッドやふとんの横にスリッパを置いておく	床にいろいろなものが落ちています。

●地震が起きた時は

1	ものが落ちてこない、 倒れてこない、 移動してこない場所で、 頭を守る	「自分の命は自分で守る。」 教室やおうちでは、机の下にもぐるなどして頭を守ります。 外では車に気をつけて、建物や塀などから離れます。
2	冷静になる	「キヤー」という声をきくとパニックになりがちです。

●揺れがおさまったら

1	安全な場所（学校や大きな公園など）に避難する	おさない かけない しゃべらない もどらない
2	余震が来るので、さらに気をつける	1回目で倒れなかった建物等が、余震で倒れてしまうことが多くあります。以下のことに気をつけて避難します。



○学校では

1	ドアを開けて出口を確保する	揺れにより建物がゆがみ、ドアが開かなくなる可能性があります。
2	カーテンを閉める	ガラスの飛び散るのを防ぎます。
3	先生の指示や放送を静かに待つ	それぞれが勝手な動きをすると、パニックになり、地震以外の事故が起きるかもしれません。

○登下校中や外出中は

1	建物や塀やガラスから離れる	地震後すぐは倒れていなくても、余震で塀が倒れてきたり、ビルのガラスが割れて降ってきたりします。
2	近くの避難所に行く	できるだけ複数で行動し、助け合いましょう。
3	切れた電線には近づかない	線が飛び跳ねることがあり、触れると感電します。
4	エレベーターには乗らない	乗っていた場合は、すべてのボタンを押し、すぐに降ります。
5	地下の場合は地上へ出る	崩れる恐れがあります。
6	海の近くにいる場合は、高いところへ移動する	津波に注意。川を逆流することもあり、すぐ近くに海がなくても、注意が必要です。

○家庭では

1	お風呂に水をためる	水が止まると、飲めない、洗えない、トイレを流せないということがおこります。
2	火を消し、ブレーカーを落とす	停電の後、電気がついたときに火が出る場合があります。

○その他、気をつけること

1	ネットの情報に惑わされず、正しく判断する	うその情報が流されることがあり、不安な気持ちが増大します。
---	----------------------	-------------------------------

※余震…大きな地震の後に、近くの地域で引き続いて多数発生する地震のこと

【参考】東京都防災教育副読本「地震と安全」（東京都教育委員会）

★中学校

http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/school/study_material/safety/files/jishin_and_anzen/chuu.pdf

【参考資料】

大規模地震発生時・気象に関する特別警報および警報発令時の対応について

市内に大規模地震発生時（震度5弱以上）の対応について

1. 登校前

- ◎ 市内で前日の17時以降から当日登校する前までに「震度5弱以上」の地震が発生した場合
→ **臨時休校**
- ◎ 通学路・学校内に、危険がなく授業ができる状況にある場合
→ **臨時休校日の翌日より通常通りの授業**
(可能な限り学校のホームページ・メールサービスにより各家庭に連絡いたします。)

2. 登校中・下校中

- ◎ 登下校中に、大きな地震が起きた場合 → **原則帰宅**
学校に近い場合または危険等で自宅に帰れない場合 → **登校し、保護者の迎えを待って下校**

3. 在校中（学校にいる時）

- ◎ 授業を打ち切り、状況を判断。学校内施設の状況、通学路の状況を確認し、
(ア) **一斉下校**
(イ) **通学路の安全確保が困難な場合は、保護者のお迎えを待つ**
のどちらかの対応になります。生徒の帰宅、あるいは保護者への引き渡しには、時間をかけて安全を最優先で行います。ご家庭の事情もおありかと存じますが、事前に生徒と十分に話し合いをしておいてください。

4. その他

- ◎ 「震度4以下」の地震の場合は、通常通り授業を行います。ただし、危険な状況にある場合は、安全を確認してから登校したり、場合によっては、登校させない判断をする場合もあるかと思えます。その場合は、学校までご連絡いただきますようお願いいたします。電話 0721-54-6000
学校にいる場合は、下校について、安全を確認した上で行います。

- ★ 最近、携帯電話を緊急連絡先にしておられる方が多くおられますが、連絡がつかない場合があります。職場で携帯電話を携帯できない場合もあろうかと思えますので、緊急時の連絡先（勤務先やその他連絡のつくところ）を担任に必ず連絡しておいてください。
- ★ ご家庭において、日頃より、生徒と緊急時の下校先や避難先について十分に話し合っておいてください。
- ★ これらの対応は、あくまでも原則であり、大規模災害の緊急時には、教職員が学校に来ることができない場合もあつたり、ご家庭と連絡がつかなくなつたりするなど、円滑に対応できないことが予想されます。その場合は、学校といたしましては、生徒の安全を最優先に対応しますので、ご理解とご支援をよろしくお願ひします。

気象に関する警報発令時の生徒の登下校について

1. 登校前

【午前7時時点】

- ◎ 避難指示・特別警報・暴風警報・大雨警報・土砂災害警戒情報のいずれかが発令されている場合

→ **自宅待機**

- ◎ その他の警報が発令されている場合

→ **平常通りの登校**

※なお、警報が発令されていなくても、登校に危険が予想される場合は、登校を見合わせ、

そのことを学校まで連絡してください。 **電話 0721-54-6000**

【午前9時30分までに】

- ◎ 避難指示・特別警報・暴風警報・大雨警報・土砂災害警戒情報のいずれかが発令されている場合

→ **臨時休校**

- ◎ 上記が解除された場合

→ **授業開始**

※通学路の安全を確認の上、警報解除後1時間以内に、できるだけ近隣の生徒たちと一緒に登校させてください。その際、ご家庭での昼食の準備をよろしくお願いします。なお、「大雨警報」のみの発令時の場合は、給食があります。（大雨警報で休校にならない小・中学校があるため）その日、給食を申し込んでいる場合は、食べることができます。なお、警報が解除されていても、風雨が強いなど、登校に危険が予想される場合は、登校を見合わせ、そのことを学校まで連絡してください。

電話 0721-54-6000

2. 登校後

- ◎ 避難指示・特別警報・暴風警報・大雨警報・土砂災害警戒情報のいずれかが発令されたときは、原則として学校で待機し、状況を見て下校します。

また、台風等が接近したり、大雨等で通常時間帯での下校に危険が予測されたりする場合は、臨時に下校時刻を早めたり、全校での一斉下校をすることがあります。その場合、必要に応じて学校のメールサービスにて連絡します。

緊急時に授業を打ち切って下校する場合に備え、家族で受け入れられない場合は、鍵などの対応について、お子さまと話し合っておいていただきますようよろしくお願いします。

3. その他

- ◎ 学校からの保護者あてメールサービスは、登録されている方だけにしか届きません。ホームページ上にもアップしたいと思いますが、緊急時は送受信しにくくなっていることもあります。あくまでも、生徒が持ち帰る学校からのお便り等で事前にご準備・ご対応願います。



年 組 番 名前